

---

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得,資産及び労働費用の動向と問題点

---

前章でみたように我が国の勤労者の間では所得,資産に対する不満が強い。

このような不満は所得,資産についての不公平感とも関連していると思われる。

また,中高年齢層や中小企業労働者ではゆとりを感じる者の割合が少ないことが注目される。この章ではこうしたことを受けて所得,資産の問題を所得分配,年齢間,企業規模間格差を中心とした賃金の分散,格差,住宅,土地を中心とした資産の保有状況に分けて分析する。

---

---

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得、資産及び労働費用の動向と問題点

#### (1) 所得分配の動向

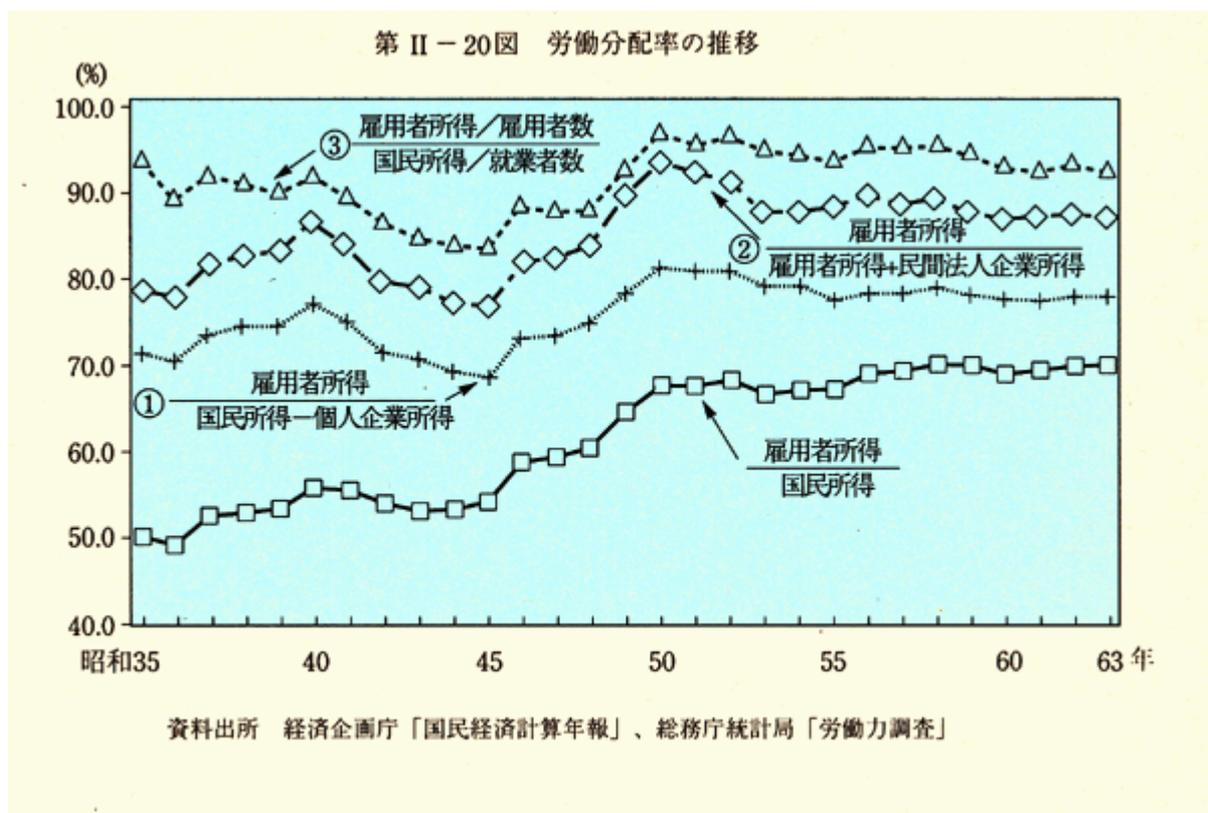
(労働分配率の長期的推移と国際比較)

一国の1年間の生産活動によって発生した純付加価値(「純」とは固定資本減耗を除くという意味)の総計は、国民所得によって示される。我が国の昭和63年の国民所得は286.5兆円であったが、その内訳をみると企業所得(民間法人企業、公的企業、個人企業の三者の所得からなる)が59.0兆円(全体の20.6%)、財産所得(利子、配当及び賃貸料)が27.3兆円(同9.5%)、雇用者所得が200.2兆円(同69.9%)となっている。一国の所得全体のなかでの勤労者の取り分としての労働分配率として最も基本的な指標は、国民所得に占める雇用者所得の割合(69.9%)である。

国民所得に占める雇用者所得の割合により我が国の労働分配率の長期的な動きをみると、昭和30年代、40年代には50%台で推移してきたが、40年代後半、特に第1次石油危機後に急上昇した後、50年以降は60%台の後半から70%弱の水準で推移してきている(第II-20図)。

1975年(昭和50年)以降について主要先進国間で比較すると、我が国の分配率の水準は以前は最も低かったが、1980年代前半以降特に西欧3国の分配率が低下し我が国の分配率がやや上昇したため、ここ数年はアメリカ(1988年で73.2%)、イギリス(1987年で72.0%)より低いものの、西ドイツ(1988年で68.0%)を上回り、フランス(1987年で70.9%)の水準に近いものになっている(第II-21図)。

第II-20図 労働分配率の推移

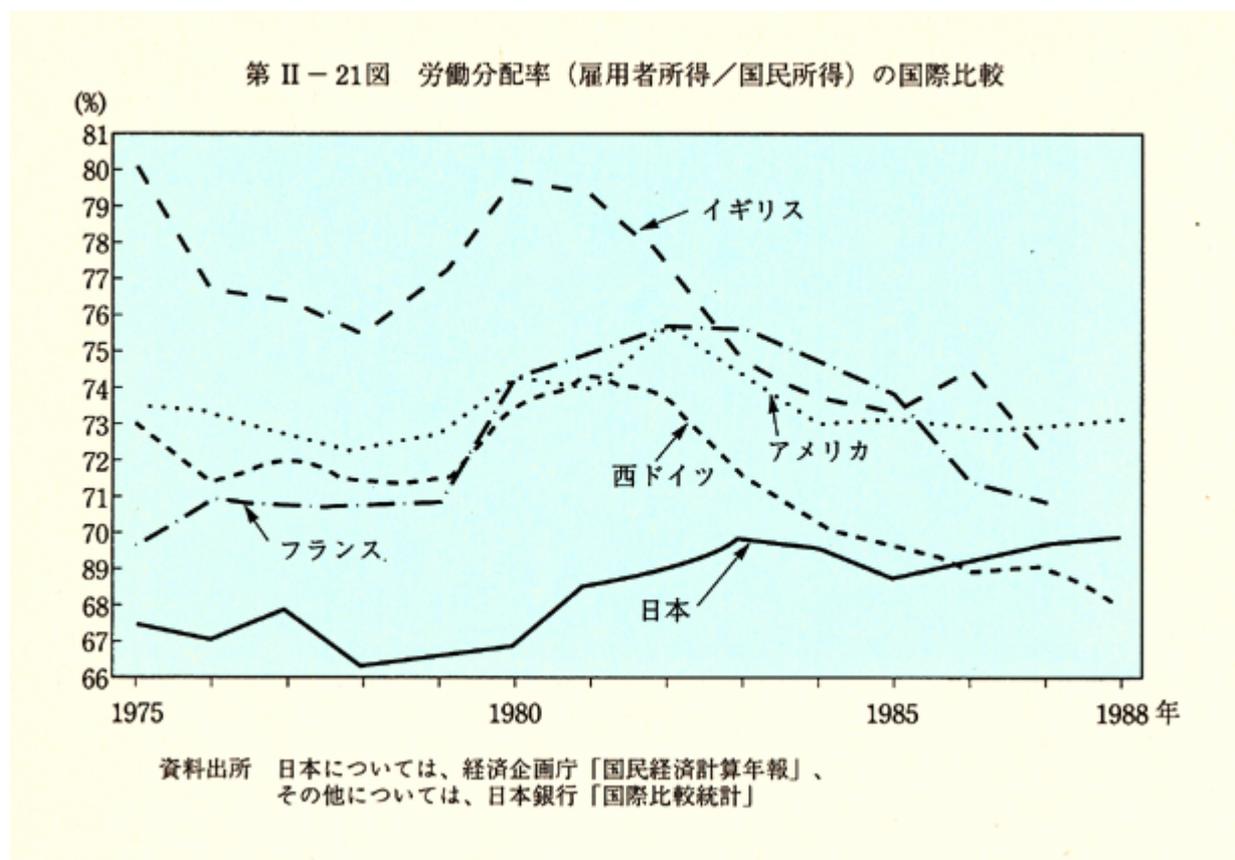


このように、西欧3国の分配率が低下したことの背景には、第2次石油危機後の不況のなかで失業率が急上昇したこともあると思われる。そこで雇用失業率(完全失業者数/(雇用者数+完全失業者数))が1975年と同じ水準で一人当たり雇用者所得が実績どおりとした場合の分配率を試算すると、1987年の水準は3国とも第2次石油危機直前の1979年の水準より高い水準となり、西ドイツについても日本を逆に1%ポイント程度上回る水準となる。ただし、このように失業率の影響を除いてもなお西ドイツ、イギリスは1980年代前半以降、フランスは同後半以降低下傾向がみられる(付属統計表第77表)。

分配率の分母である国民所得には自営業主や家族従業者の所得である個人企業所得も含まれるため、分配率の水準及び動きは自営業主等の比率とその減少、逆にいえば雇用者比率とその上昇の影響を受けることになる。この点を考慮して分配率の調整を行う方法には第1部でもみたようにいくつかある。1)は国民所得から個人企業所得を取り除いたものを分母としたものである。2)は同じ目的のために雇用者所得に民間法人企業所得を加えたものを分母としたものであり、1)とは分母から財産所得と公的企業所得が除かれている点が異なっている。

3)は自営業主や家族従業者の就業による所得を雇用者と同水準であると仮定して、雇用者所得に雇用者比率の逆数を乗じて就業者の所得を推計し、これを国民所得で割ったものである。

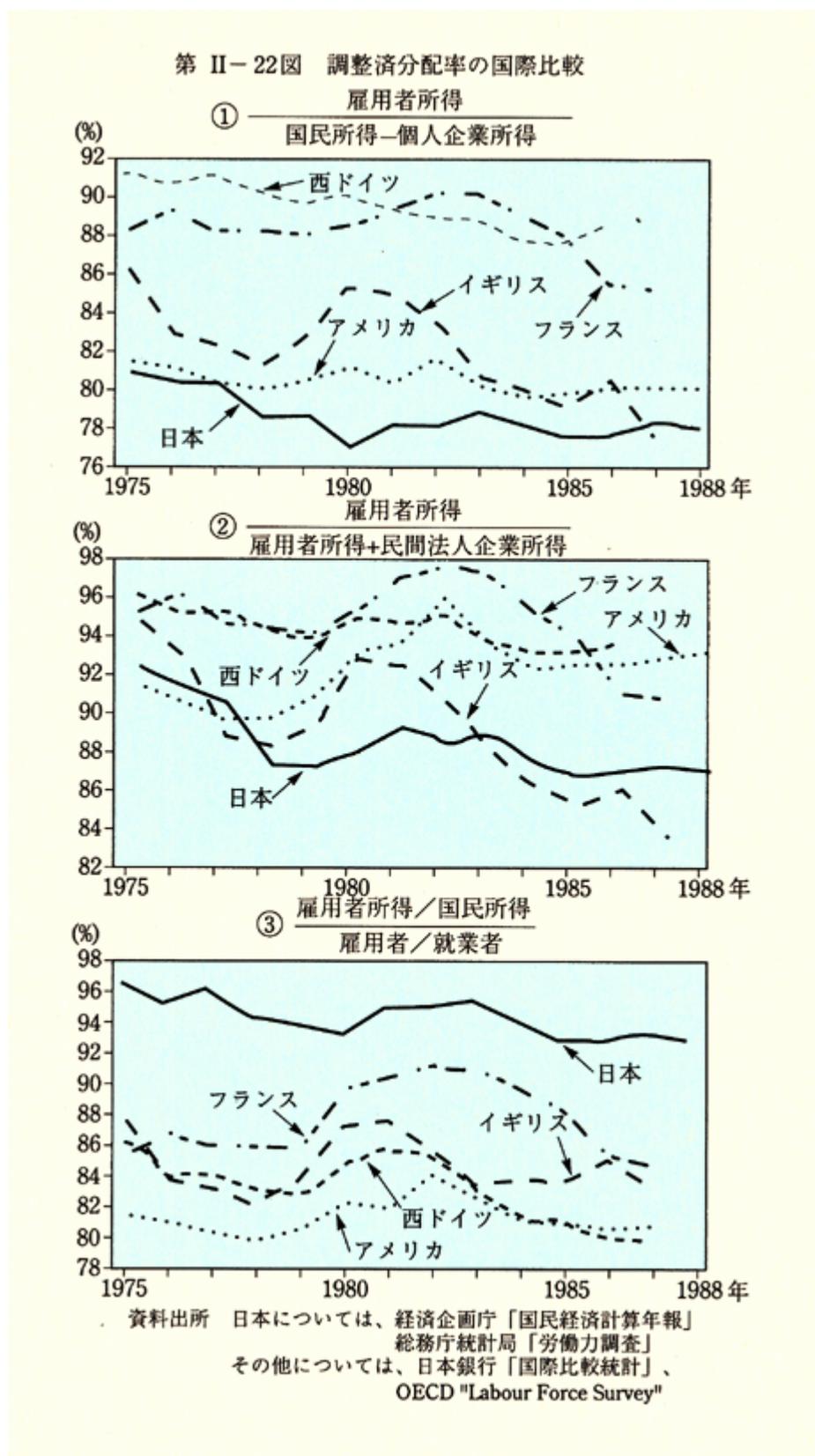
第II-21図 労働分配率(雇用者所得/国民所得)の国際比較



これらの調整を行った上で欧米主要先進国と比較すると、1)と2)ではイギリスが日本より低くそれ以外の国は日本より高いが、3)では日本は雇用者比率が低いため他の国よりも高くなる。(第II-22図)。

なお、1)~3)の調整方法にはそれぞれ特徴があり、どの方法が最も適当であるとは一概にいえません。3)の方法は自営業主や家族従業者が雇用者として働いたとして一人当たり雇用者所得と同額の所得(「みなし雇用者所得」)を得たとした場合と考えるとその意味が理解しやすいが、計算上得られる「みなし雇用者所得」の方が個人企業所得全体よりも大きい場合もあり、さらに調整済分配率が100%を上回ることも起こりうる。このため、国民所得の分け前としての分配率という意味付けにやや困難がある。ちなみに我が国では「みなし雇用者所得」が国民所得に占める比率は昭和63年で22.7%となり、個人企業所得が国民所得に占める比率(9.9%)を大幅に上回っている。他の国々ではイギリス以外は個人企業所得比率の方が高く

第II-22図 調整済分配率の国際比較



また、1)と2)の方法では、分母から個人企業所得が除かれているのに分子である雇用者所得のなかには個人企業の雇用者の所得も含まれるため、分母分子が厳密には対応しておらず過大推計となるおそれがある。例えば、我が国では規模の小さい企業でも個人経営ではなく法人化する傾向がみられるが、逆に西ドイツでは、株式会社は大規模の企業に限られているほか、法人でない形態の企業がかなり存在するとみられる。このため、西ドイツについては1)と2)の方法では過大推計となっている可能性が強い。なお、最近時点で国民

所得に占める個人企業所得の比率と就業者に占める自営業主、家族従業者の比率(1—雇用者比率)を比較すると、日本とイギリスでは後者の方が大きいのに対し、西ドイツは前者の方が大きく、アメリカとフランスは同程度となっている(付属統計表第78表)。

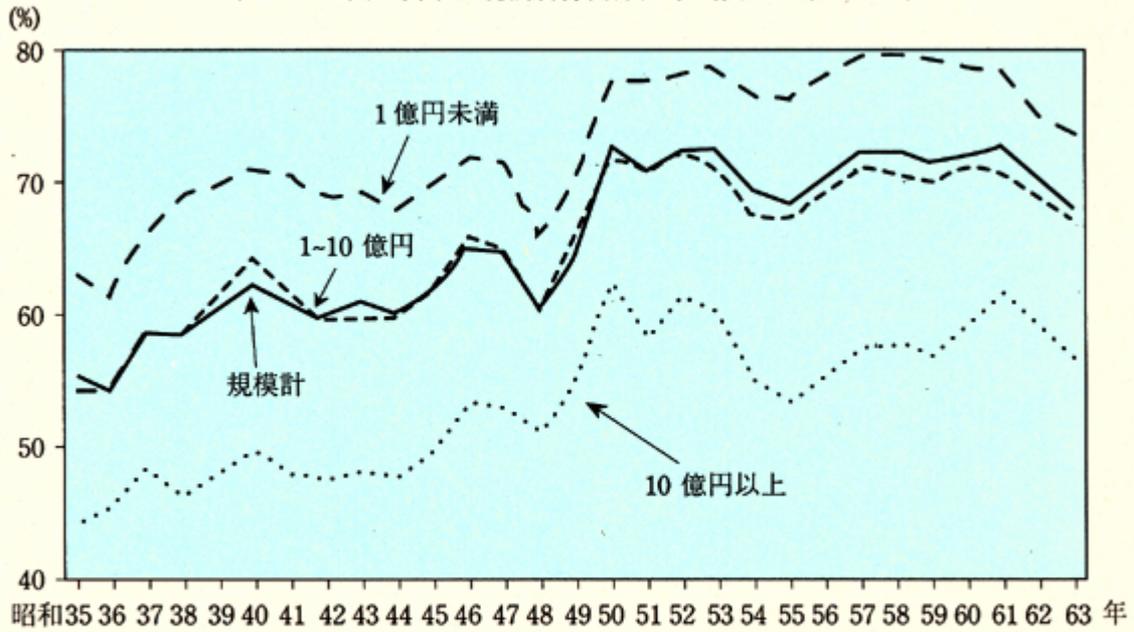
我が国の調整済分配率についてピークである50年以降の動きをみると、1)と3)の方法では55年まで3.5～4.0%ポイント低下した後58年まで上昇し、2)の方法では54年まで7.1%ポイント低下した後56年まで上昇しているが、その後はいずれも60年まで再び低下してから62年まで0.5～0.6%ポイントの微増、63年に0.2～0.5%ポイントの微減となっている。63年の水準は、50年以降では1)～3)のいずれについても低い方から2ないし3番目となっている。以上本から調整済分配率については50年以降低下傾向が続いているとする見方も成り立ちうるが、50年代初めは第1次石油危機後の厳しい不況の直後であったことも考慮しなければならず、50年代半ば以降の動きをみれば必ずしも低下傾向にあるとはいえないとする見方も可能である。

いずれにしても戦後好況が最も長く続いた40～45年には8.4～9.7%ポイントの低下を続け、逆に第1次石油危機をはさむ45～50年には12.6～15.7%ポイントの急上昇を示したことから比べると、50年以降、特に55年以降は狭い範囲のなかでわずかな上下変動を繰り返している。これは、30年代、40年代と比べ経済成長率や物価上昇率が低下したこと等により分配率の分母分子を構成する国民所得の各要素の変動も小さくなったことによるものと思われる。

次に大蔵省「法人企業統計年報」により法人企業ベースの労働分配率(人件費/付加価値)をみると、48年度から50年度にかけて大幅に上昇した後、景気変動に伴って上下動を繰り返し、最近では61年以降の景気拡大に伴ってやや大きく低下している。これを資本金規模別にみると、35年度以降常に規模の小さい企業ほど分配率が高く、63年度で資本金10億円以上規模の企業で56.8%、同1～10億円規模の企業で67.1%、同1億円未満規模の企業で73.9%となっている(第II-23図)。このような規模間の労働分配率水準の差は労働生産性の水準の差によるものである。労働分配率を付加価値生産性(付加価値/従業員数)と従業員一人当たり人件費に分けてみると、従業員一人当たりの人件費は10億円以上規模を100とすると1～10億円規模、1億円未満規模はそれぞれ77.7、63.6であるのに対し、付加価値生産性は65.6、48.8で、後者の格差の方が大きくなっている。

#### 第II-23図 資本金規模別労働分配率

第II-23図 資本金規模別労働分配率（法人企業ベース）



資料出所 大蔵省「法人企業統計年報」

(注) 人件費 = 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費

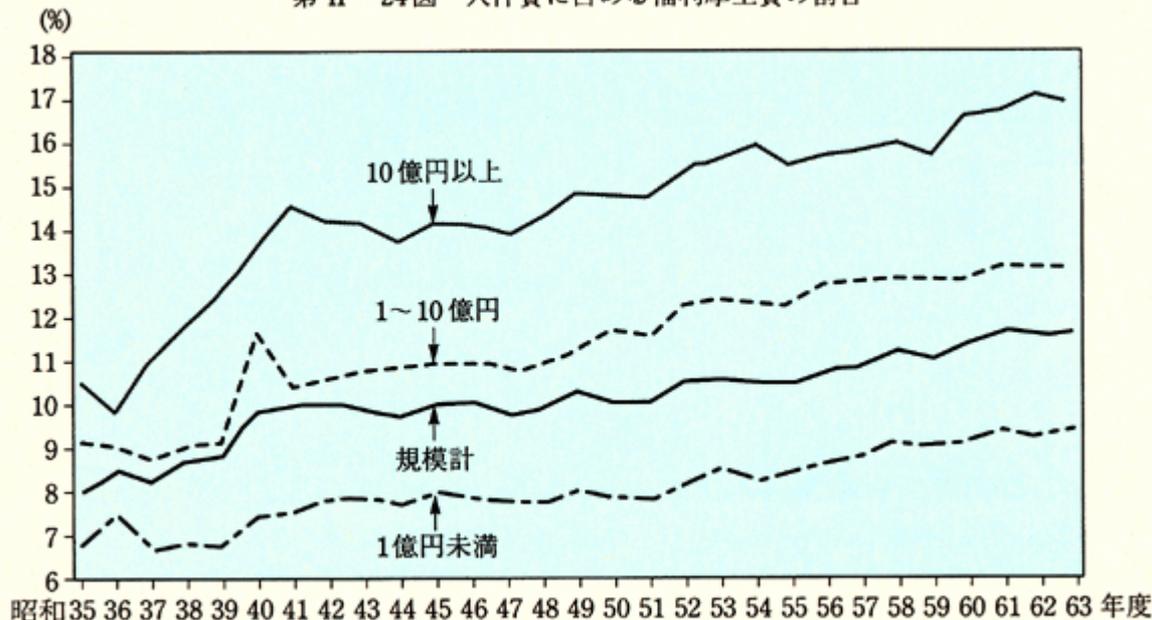
付加価値 = 営業純益 (営業利益 - 支払利息・割引料) + 人件費  
+ 支払利息・割引料 + 動産・不動産賃貸料 + 租税公課

法人企業ベースの労働分配率について長期的な推移をみると、各規模ともおおむね好況期に低下し不況期に上昇するという動きとなっており、また、第1次石油危機の前後で10%ポイント程度水準が上昇した点も共通している。ただし、50年以降は規模の大きい企業ほど上下変動の幅が大きい。最近の動きをみると、10億円以上規模では55年度を谷として61年度まで上昇を続けているが、1億円未満規模では55年度から58年度まで上昇した後低下を続けており、1~10億円規模では両者の中間の動きとなっているが、62年度以降はどの規模でも低下を続けている。

分配率の分子である人件費のなかには、給与以外に福利厚生費も含まれる。人件費に占める福利厚生費の割合は、63年度で10億円以上規模16.8%、1~10億円規模13.1%、1億円未満規模9.3%と大規模ほど大きくなっており、時系列的には各規模とも次第に増大する傾向にある(第II-24図)。

第II-24図 人件費に占める福利厚生費の割合

第II-24図 人件費に占める福利厚生費の割合



資料出所 大蔵省「法人企業統計年報」

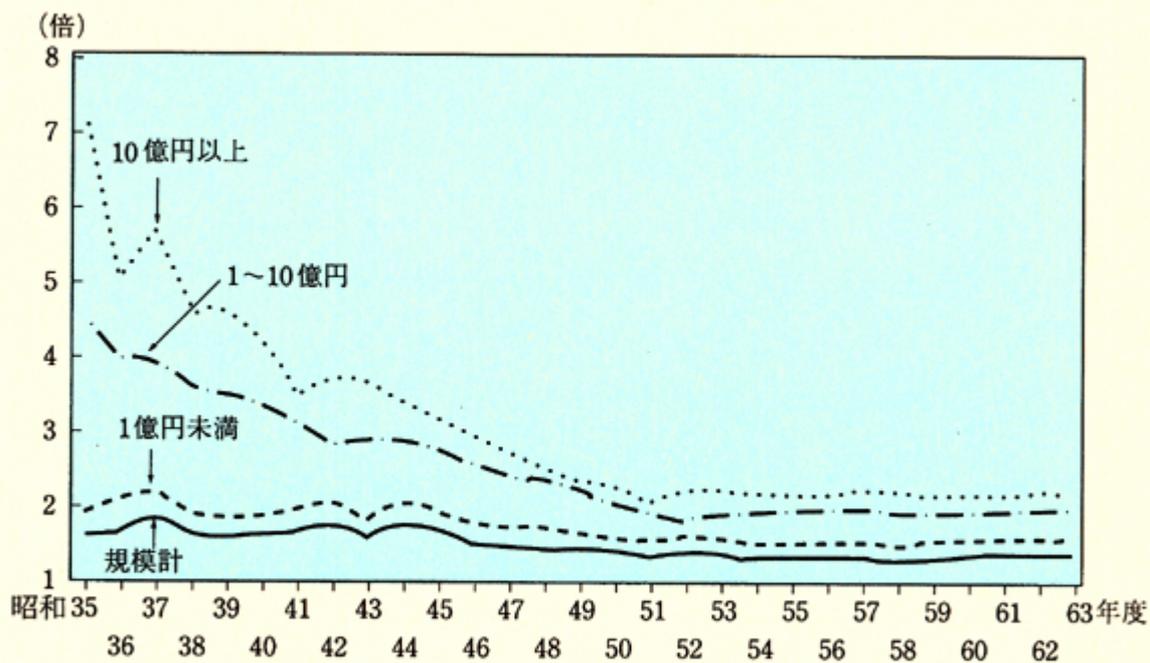
給与のなかには、従業員給与以外に役員給与も含まれる(ただし、役員賞与は含まれない)。給与総額に占める役員給与の割合は、63年度で16.8%であるが、企業規模別には10億円以上規模で1.5%、1~10億円規模で5.2%、1億円未満規模で23.0%と小規模ほど役員給与の割合が大きくなっている(付属統計表第79表)。一人当たり役員給与と一人当たり従業員給与の格差をみると、大規模ほど格差が大きくなっている。その推移をみると、35年度は10億円以上規模で7.1倍、1~10億円規模で4.4倍の格差があったが、その後50年度頃まで急速に縮小を続けた後50年度以降はほぼ横ばいで推移しており、63年度では大規模から順に2.2倍、2.0倍、1.6倍の格差となっている(第II-25図)。

(労働分配率変動の要因)

労働分配率は、一人当たり実質人件費を実質売上高生産性と売上高付加価値率の積で割ったものに等しい。そこで法人企業全体の分配率の長期的な変化を5年単位でとり人件費要因、生産性要因、付加価値率要因の三者に分解すると、人件費要因は常に上昇に寄与しているが、その大きさは50~55年度まで縮小した後、再びやや拡大してきている。一方、生産性要因は常に低下に寄与しているが、その大きさは拡大と縮小を繰り返しており、これが分配率の変動に影響している。また、付加価値率要因は、石油危機により原油価格が上昇した50~55年度には分配率の上昇に寄与した後55~60年度にはほとんど寄与していないが、60~63年度においては為替レートの円高傾向や原油価格の低下を反映して低下与を高めている(第II-26図)。

第II-25図 一人当たり従業員給与に対する一人当たり役員給与の比率

第II-25図 一人当たり従業員給与に対する一人当たり役員給与の比率



資料出所 大蔵省「法人企業統計年報」

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得,資産及び労働費用の動向と問題点

#### (2) 賃金の分散,格差の動向と背景

---

以上では所得分配の状況及び推移をみてきたが,ここでは勤労者間の賃金の分散と格差の状況を見ることとする。まず全体的な賃金の分散の状況を見た後,年齢別,企業規模別の賃金の格差を取り上げる。その際,我が国の状況を判断するためには欧米主要先進国との比較を行うことが望ましいが,詳細な比較が可能な調査をひんぱんに行っている国は少ないため,以下では毎年4月に調査を行っており最新の1989年調査も利用できるイギリスとの比較を基本的な指標について行った。なお,以下の分析は特に断らない限り労働省「賃金構造基本統計調査」によっており,できるだけパートタイム労働者を除く全産業の民営労働者に関するデータに基づいて行ったが,データの制約もあって昭和50年以前についてはサービス業を除く全産業の民営労働者,45年以前については更にパートタイム労働者を含む数字を用いて分析した。また,イギリスのデータは雇用省“New Earnings Survey”によっており,公共部門の労働者が含まれる。

---

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得,資産及び労働費用の動向と問題点

#### (2) 賃金の分散,格差の動向と背景

##### 1) 賃金の分散

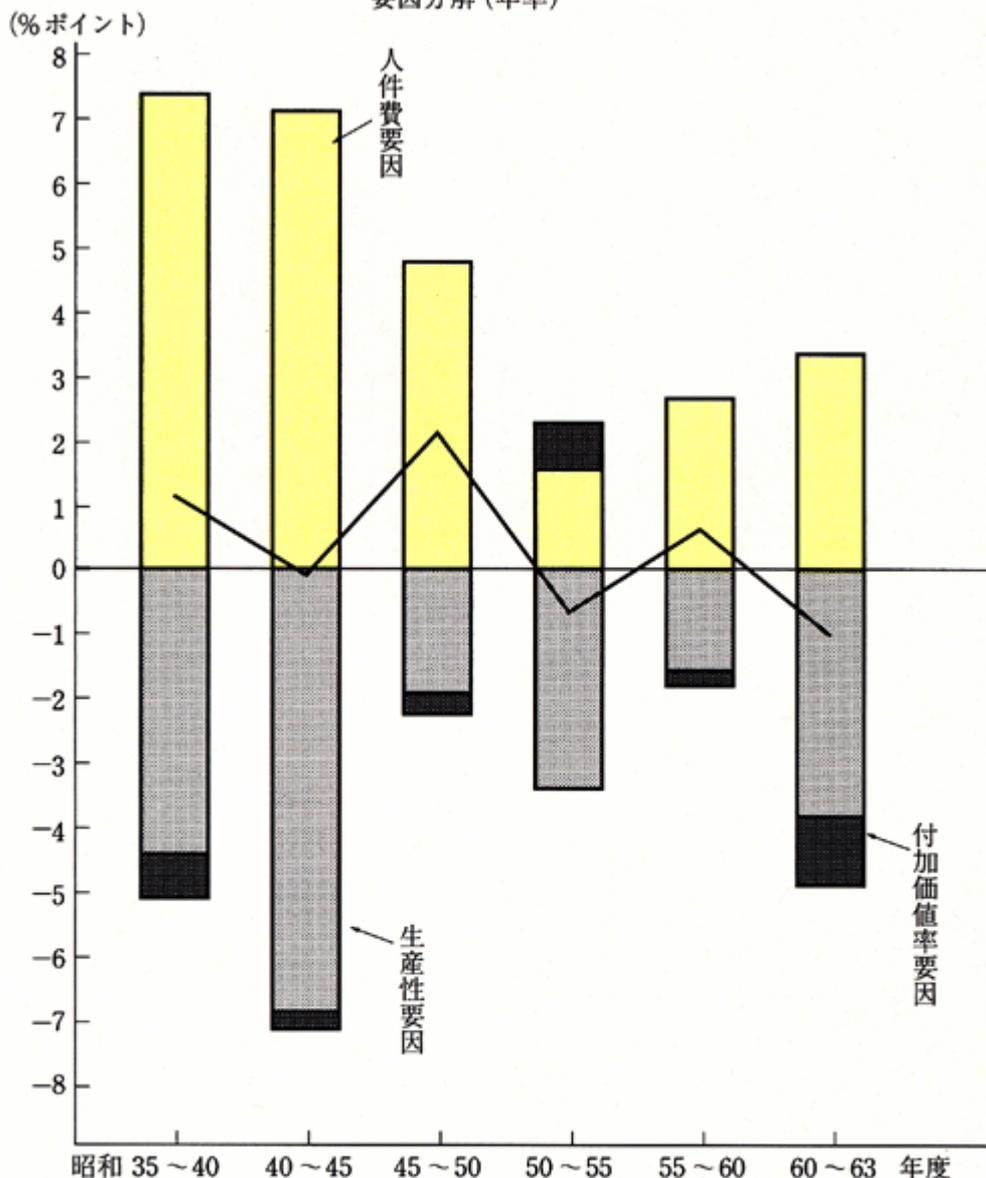
---

(やや拡大する賃金の分散)

我が国の賃金全体の分散を所定内給与の十分位分散係数と四分位分散係数により時系列的にみると,昭和50年以降を通してみるとやや拡大傾向にあるといえる。これをイギリス(フルタイム労働者の週給計。我が国の定期給与に相当する。以下同様)と比較すると,昭和58年(1983年)には我が国の十分位分散係数が0.62,四分位分散係数が0.32であったのに対し,イギリスはそれぞれ0.60,0.30と日本より格差が小さかったのが,イギリスの芳がより急速に格差が拡大した結果,平成元年(1989年)には我が国がそれぞれ0.64,0.33であるのに対し,イギリスが0.65,0.33と逆に我が国の方がわずかに格差が小さくなっている(第II-27図)。

第II-26図 労働分配率(法人企業ベース)変化の要因分解

第II-26図 労働分配率(法人企業ベース)変化の要因分解(年率)



資料出所 大蔵省「法人企業統計年報」、経済企画庁「国民経済計算年報」  
 (注) 要因分解は次式による。

W : 人件費、T : 売上高、V : 付加価値額、L : 従業員数、  
 P : 産出デフレーター(産業)とすると、

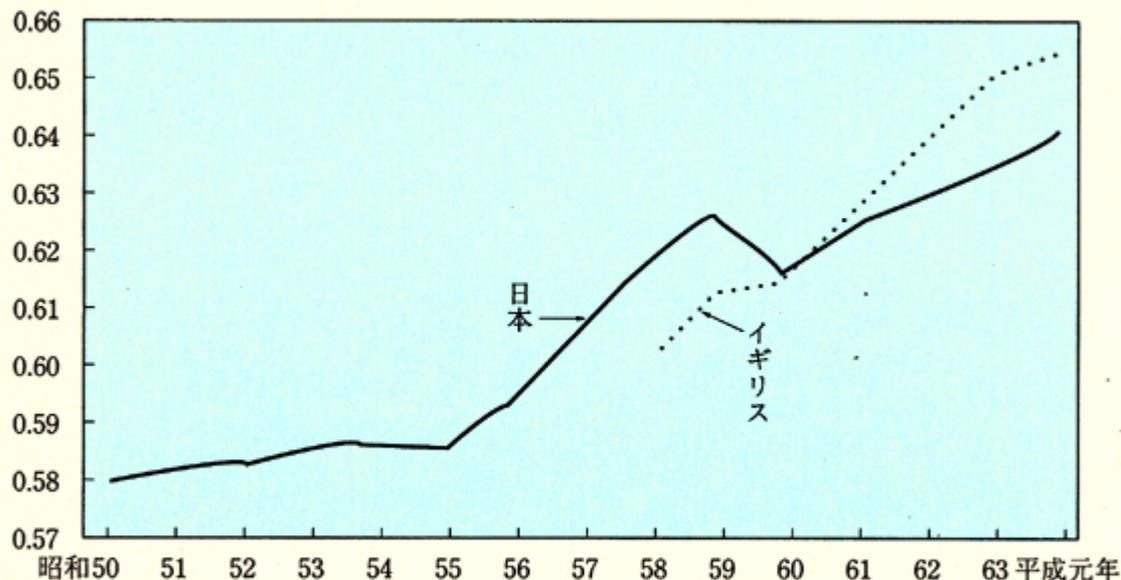
$$\text{労働分配率} = W/V = \frac{(W/P) / L}{\{(T/P) / L\} \cdot (V/T)} \text{より}$$

$$\left(\frac{\dot{W}}{\dot{V}}\right) = \underbrace{\frac{W}{V} \cdot \frac{\dot{\{(W/P) / L\}}}{\{(W/P) / L\}}}_{\text{人件費要因}} - \underbrace{\frac{W}{V} \cdot \frac{\dot{\{(T/P) / L\}}}{\{(T/P) / L\}}}_{\text{生産性要因}} - \underbrace{\frac{W}{V} \cdot \frac{\dot{(V/T)}}{(V/T)}}_{\text{付加価値率要因}}$$

このような日本とイギリスの分散係数の水準は男女間の賃金格差の影響を受けている。男女別の賃金の分散を十分位分散係数と四分位分散係数でみると、男子で0.56,0.28,女子で0.47,0.21と男女いずれでも男女計でみたときより分散は縮小する。これに対し、イギリスでは男子が0.62,0.30,女子が0.61,0.31と男女とも我が国より分散がかなり大きい。したがって、全体としてみた賃金の分散が両国でほぼ同程度なのは、次にみるように我が国の男女間格差が大きいためであり、性別にみれば我が国の方が分散は小さいと考えられる。

第II-27図 賃金の分散の推移

第II-27図 賃金の分散の推移 (十分位分散係数)



資料出所 日本 労働省「賃金構造基本統計調査」  
 イギリス Department of Employment, "New Earnings Survey"  
 (注) 1) 日本は所定内給与、イギリスは週給計である  
 2) 十分位分散係数=(第IX十分位数-第I十分位数) / (2×中位数)

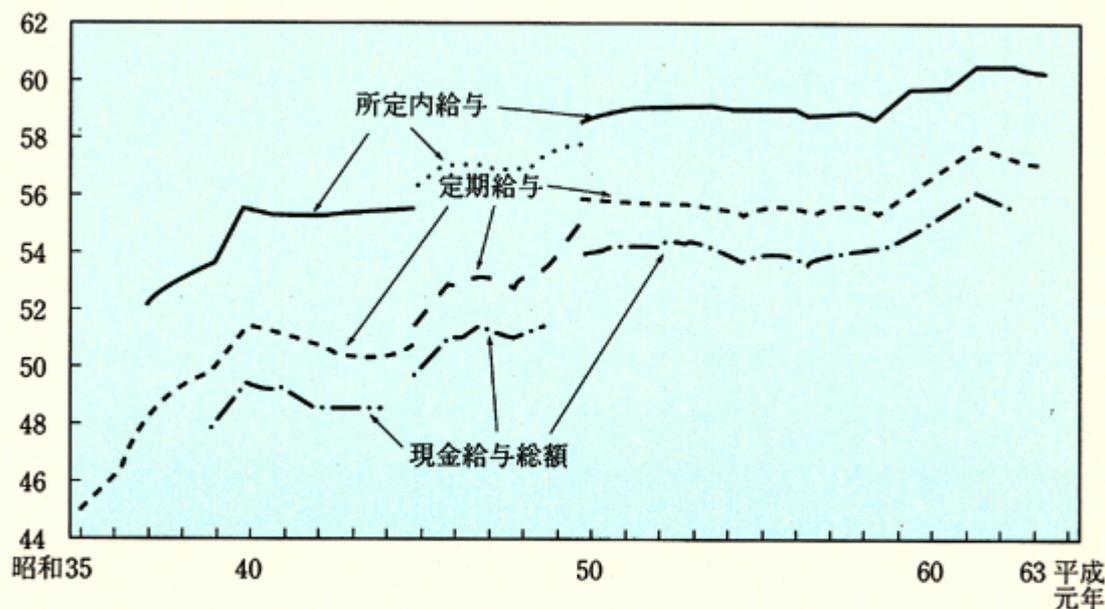
(縮小しつつある男女間賃金格差)

賃金全体の分散は、男女間、年齢間、企業規模間等様々な格差の結果として生じるものと考えられる。以下ではこれらの格差のうち年齢間、企業規模間の格差を順次みて行くこととするが、ここではまず男女間格差に触れておくこととする。

男女間の賃金格差を所定内給与(月額)で見ると男子を100として女子は60.2とほぼ6割になっている。所定内給与に所定外給与(調査では「超過労働給与」,以下同じ)を加えた「きまって支給する現金給与」(以下、「定期給与」という。)では57.0,更に定期給与に賞与等の特別給与(1年間の支給額を12で除して月額に換算)を加えた合計額(以下「現金給与総額」という。)について63年(特別給与については翌年に前年1年間の支給額を調査するため最新は63年の数値となる)をとると55.5と賃金の範囲が広がるに従い格差が拡大する(第II-28図)。これに対しイギリスでは、67.8(1989年)と我が国より男女間格差が小さい。

第II-28図 男女間賃金格差の推移

第II-28図 男女間賃金格差の推移 (男子=100)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 45～50年については、サービス業を除く民公営、45年以前については、パートタイム労働者を含むサービス業を除く民公営である。

なお、我が国の男女間賃金格差を時系列で見ると長期的には縮小してきている。データの接続する昭和50年以降について所定内給与の格差の動きをみると、52年まで縮小した後59年まで横ばいしないしわずかに拡大する期間が続いた。60年以降急速に格差が縮小し62年に60.5%となったが、63年は横ばいとなった後元年はわずかに拡大している。これを定期給与や現金給与総額でもほぼ同様の傾向がみられるが、好況期においては所定内給与と異なり格差の拡大がみられる。これは好況期には男子の方が所定外給与や賞与が所定内給与に比べ大きく増加するためである。60年以降男女間格差が縮小に向かった背景には、60年6月のいわゆる男女雇用機会均等法(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」)の制定等の効果もあったものとみられる。

(分散が拡大した背景)

賃金の分散は50年から元年にかけて十分位分散係数で0.06ポイント、四分位分散係数で0.03ポイント上昇しているが、男女別にみると男子でそれぞれ0.07ポイントと0.04ポイント、女子で0.07ポイントと0.03ポイント上昇している。

男女間賃金格差が縮小していることも考慮すると、全体の分散が拡大したのは男女それぞれのなかでの分散が拡大したためであると考えられる。

男女それぞれについて年齢別の分散をみると、どちらについても年齢が高くなるに従って分散が大きくなっている。50年から元年にかけての動きをみると、男女いずれについても労働者構成が高齢化して分散の大きい層が増えているが、年齢別にみた分散の動きでは男子については縮小している年齢層の方が多いことから、男子全体の分散の拡大は後でみるような年齢間賃金格差の拡大と高齢化の二つの要因によるものと考えられる。一方、女子については年齢別には若年層でやや縮小しているものの35歳以上でかなり拡大していることから、年齢間格差の拡大と高齢化に加えて中高年層での分散拡大の三つの要因により全体の分散が拡大したものとみられる(付属統計表第80表)。

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得、資産及び労働費用の動向と問題点

#### (2) 賃金の分散、格差の動向と背景

##### 2) 年齢間賃金格差の動向とその背景

(中年層で縮小した年齢間格差)

20～24歳を100とした所定内給与の年齢間格差を平成元年についてみると、男子では年齢とともに上昇し、45～49歳の212.1がピークとなりそれ以上の年齢で低下しているのに対し、女子では30～34歳より上の層ではほぼ横ばいに近くなっており、最も高い40～44歳でも125.1にすぎない(第II-29図)。

次に、所定外給与を加えた定期給与で年齢間格差をみると、男女それぞれのピークは変わらないものの、男子45～49歳で197.8、女子40～44歳で122.2にまで縮小する。所定外給与の所定内給与に対する割合をみると、女子より男子の方が高く、最も高いのは男子20～24歳で18.1%となっており、年齢が高くなるに従って低くなる傾向にある。

さらに賞与等の特別給与を加えた現金給与総額(63年)の年齢間格差をみると、男子では同じくピークである45～49歳で223.0にまで格差が拡大するが、女子では30～34歳の125.6でピークに達する。賞与等の所定内給与に対する倍率は、男子45～49歳で4.2倍と最も高く、それより年齢が高くあるいは低くなるに従って低くなる傾向にある。

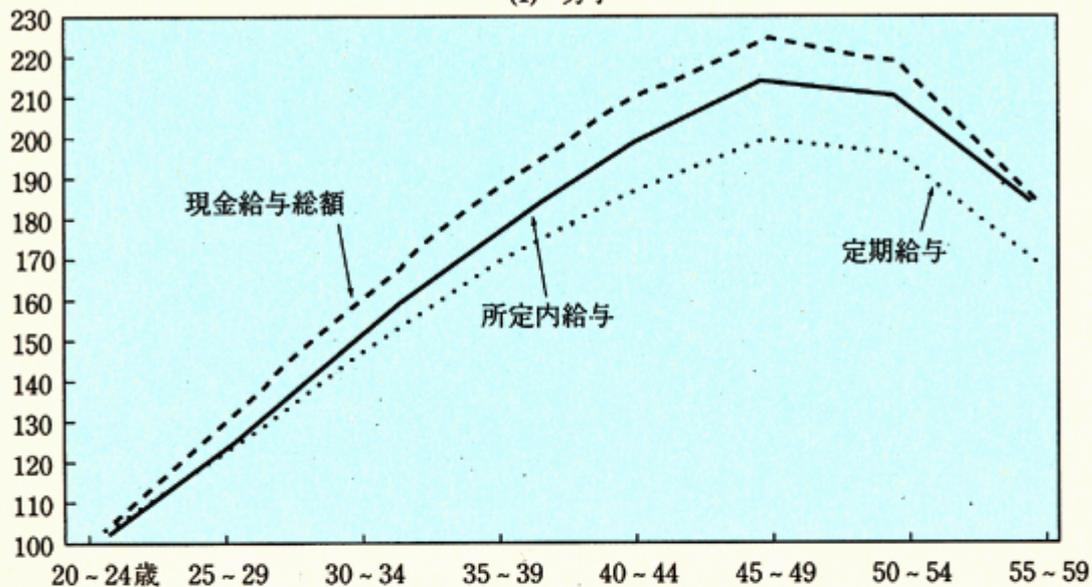
イギリスの週給について年齢間格差をみると、21～24歳を100として男子では日本ほどではないが年齢とともにかなり上昇するが、40～49歳の154.9がピークとなり、年齢別賃金カーブが日本に比べ緩やかなものとなっている。一方、女子では30～39歳の129.7がピークとなっており、ピークの高さは同程度であるもののそれより高い年齢層で低下して山形のカーブを描いている点で30歳以上で横ばいに近い日本とは異なっている(第II-30図)。

男子の年齢間格差の長期的推移を所定内給与により5年おきにみると、40年代には30歳以上のいずれの年齢層でも格差が縮小した(付属統計表第81表)。50年代前半には逆にいずれの年齢層でも格差が拡大した。55年以降については年齢によって動きが異なり、40歳未満では最近まで格差の縮小が続いているのに対し、40～44歳では50年代後半は格差が拡大したが、62年以降縮小に転じている。さらに、45歳以上の年齢層では63年以降拡大が頭打ちないし横ばいとなっている。すなわち最近になるに従い格差が縮小する範囲がより高い年齢層にまで広がっている(第II-31図)。

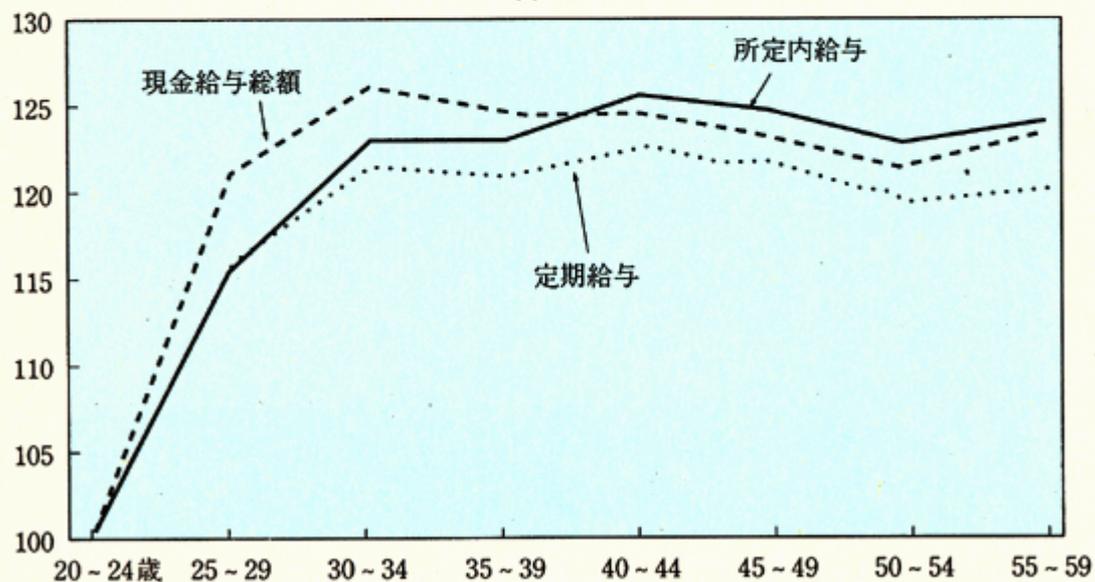
第II-29図 年齢間賃金格差

第II-29図 年齢間賃金格差(平成元年、20~24歳=100)

(1) 男子



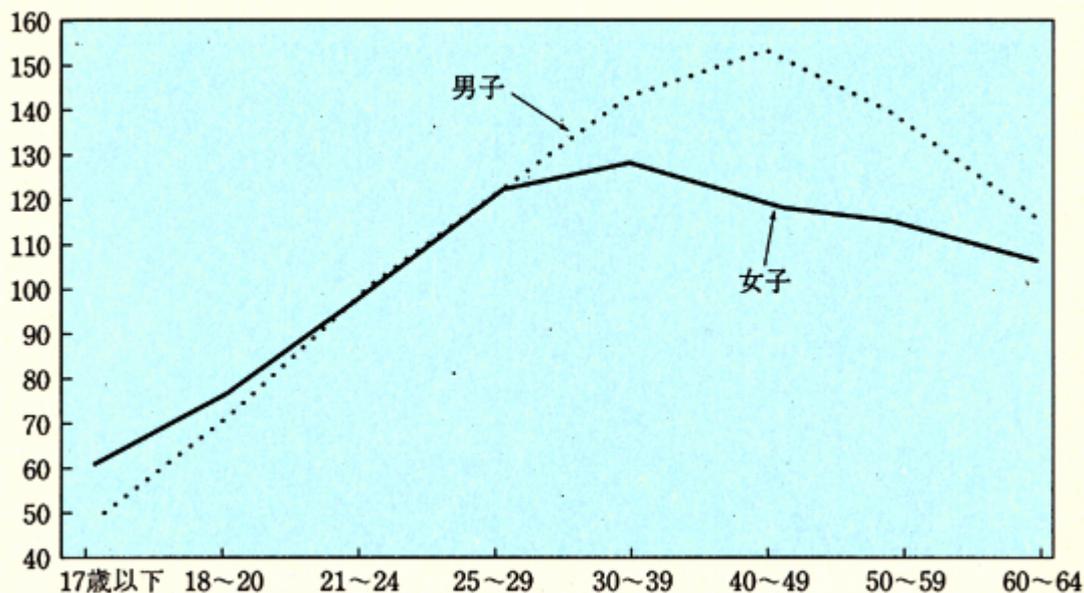
(2) 女子



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」  
 (注) 現金給与総額については昭和63年の数値である。

第II-30図 イギリスの年齢間賃金格差

第II-30図 イギリスの年齢間賃金格差 (1989年、21~24歳=100)



資料出所 イギリス Department of Employment "New Earnings Survey "

以上のような年齢間格差の拡大縮小の動きは、直接には年齢別の賃金上昇率が異なることによる。すなわち20~24歳層の上昇率よりも高い年齢層では格差が拡大、低い年齢層では縮小することになる。40年代には中高年と比べ若年賃金の上昇率が高かった。50年代に入ると、その傾向は逆転して中高年の方が賃金上昇率が高くなるが、50年代後半以降は45歳以上で上昇率が比較的高くなる一方で、20~24歳層の上昇率もやや回復したため、30歳台を中心に両者の中間に当たる年齢層で賃金上昇率が相対的に低くなる傾向にある。

(勤続と学歴の影響を受ける年齢間格差)

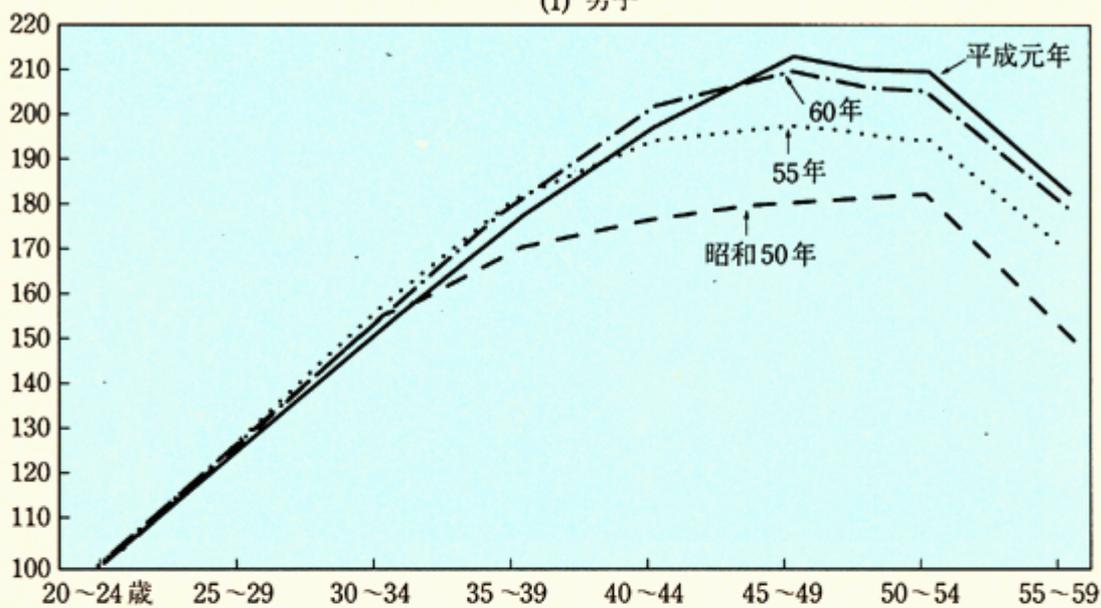
年齢別の賃金の動きに対しては、勤続や学歴の変化が関係しているものとみられる。

一般に同一年齢層でも勤続年数が長いほど、また、学歴が高いほど賃金が高く、また、年齢間格差が大きくなる傾向がある。このため中途採用者(勤続0年の労働者)と標準労働者(学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者)の賃金格差は、年齢が高くなるほど大きくなる傾向にある(第II-32図)。

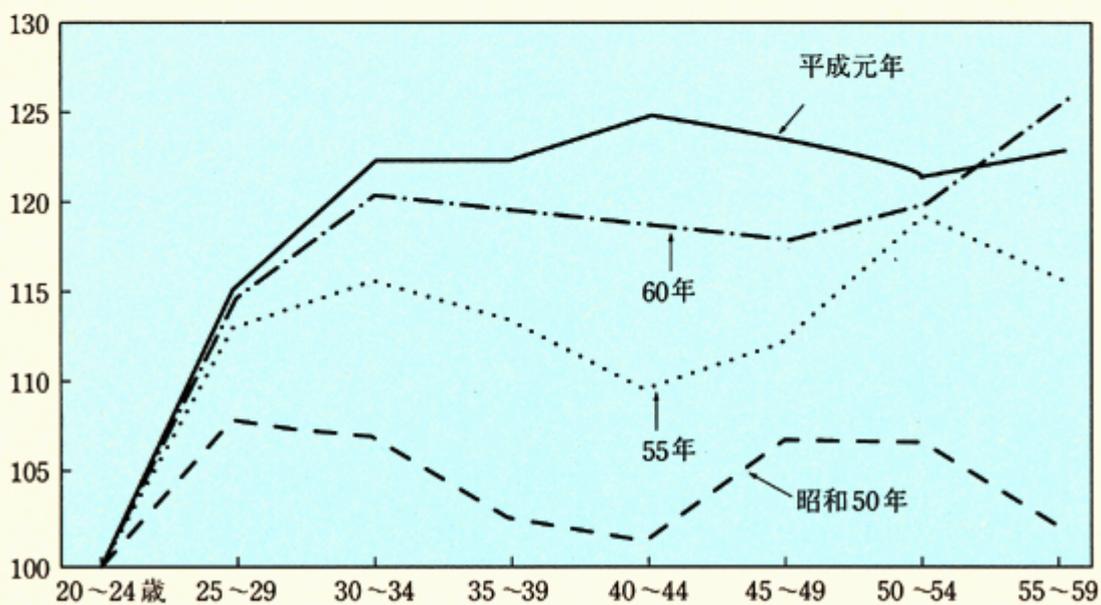
第II-31図 年齢間賃金格差の推移

第II-31図 年齢間賃金格差の推移(所定内給与、20~24歳=100)

(1) 男子



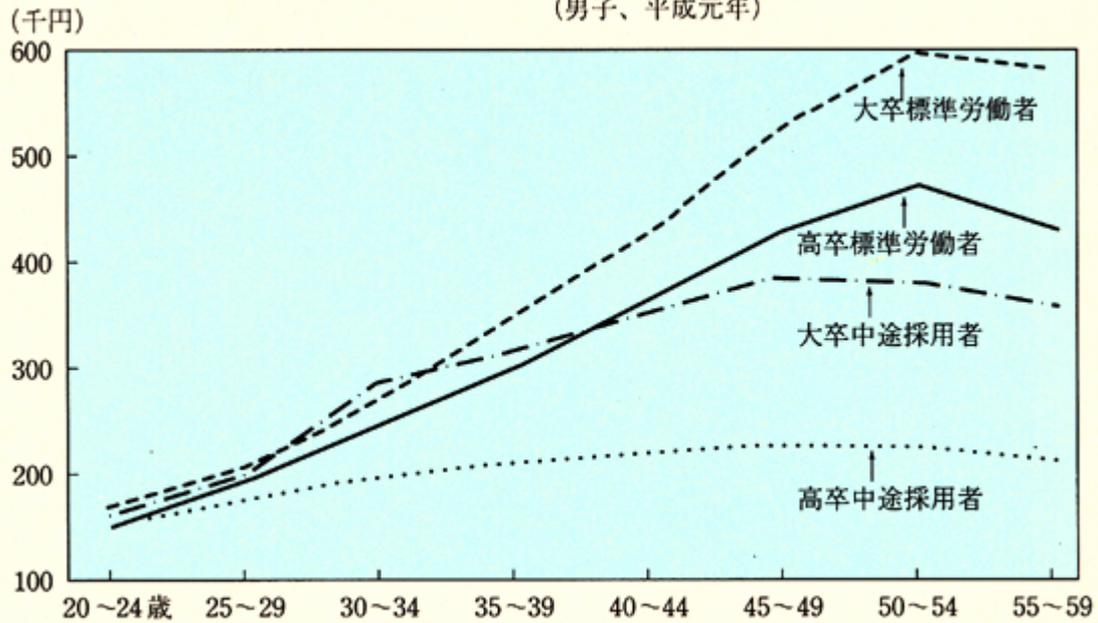
(2) 女子



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

第II-32図 標準労働者と中途採用者の賃金

第II-32図 標準労働者と中途採用者の賃金  
(男子、平成元年)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

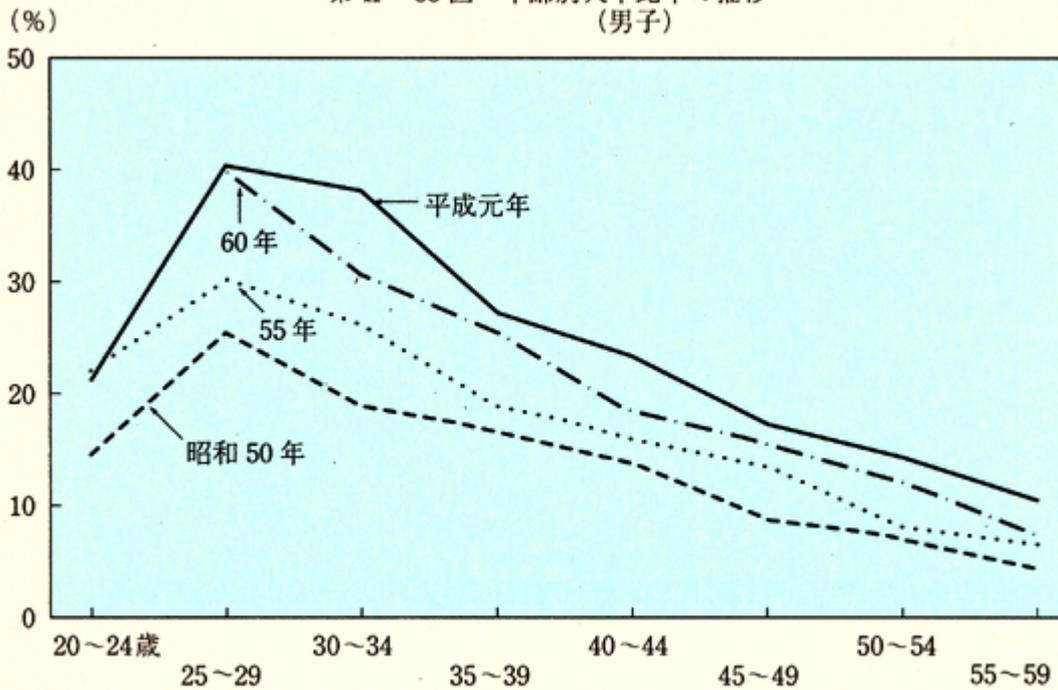
したがって、年齢の高い層では勤続別、学歴別の労働者構成が変化すれば、たとえ勤続別、学歴別の賃金に変化しなくても全体の賃金は大きく変化することになる。

男子労働者の年齢別の平均勤続年数をみると、45～49歳以上の年齢層では平成元年まで勤続年数の伸長が続いており、例えば勤続年数の最も長い50～54歳では50年の16.4年から元年の20.5年までほぼ一貫して伸びてきている。これに対し、それより下の年齢層では逆に勤続年数が短縮に転じる傾向にある。

次に学歴構成の変化をみるために年齢別に男子労働者に占める大卒者の比率を50年以降5年ごとにとると、30～34歳以上の年齢層では大卒比率の上昇が続いているのに対し、20～24歳では55年以降20%程度で変わらず、25～29歳でも60年と元年はともに40%程度で変化していない(第II-33図)。

このような勤続年数の長期化と高学歴化の影響は、年齢の高い層に対しより大きく賃金を上昇させる効果をもつと考えられる。

第II-33図 年齢別大卒比率の推移

第II-33図 年齢別大卒比率の推移  
(男子)

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

そこで年齢間格差に対する労働者構成の変化の影響を取り除くために、男子の所定内給与について年齢別に昭和40年から平成元年まで5年ごと(最後は4年)に勤続別、学歴別の労働者構成が5年前と変化しなかった場合(2))と勤続別の労働者構成のみが変化しなかった場合(3))の試算を行い、それらの場合の年齢間格差と実績との比較を行った。すなわち5年前の実績格差を1)、その年の実績格差を4)とすれば、それぞれの年齢層の20~24歳と比べた年齢間格差の5年前と比べた変化(4)-1))は、勤続、学歴別の賃金自体の変化による寄与(2)-1))、学歴別労働者構成の変化による寄与(3)-2))、勤続別労働者構成の変化による寄与(4)-3))の三者に分解することができる。

50年以降についてこのような要因分解を行った結果を説明すると、50年代前半には25~29歳以上のほぼすべての年齢層で三者のいずれも年齢間格差を拡大する方向に働いていた(例外については後で触れる)。しかし、50年代後半は学歴構成の変化と勤続年数の変化はいずれの年齢層でも格差を拡大する方向に働いたが、勤続、学歴別の賃金はいずれの年齢層でも格差を縮小させる方向に働いた。このため勤続、学歴別の賃金の縮小効果が大きかった25~29歳から35~39歳までは格差が縮小し、それより上の年齢層では格差の拡大が続いた。60年以降になると勤続、学歴別の賃金の寄与と学歴構成の変化の寄与は50年代後半と同様の方向であるが、勤続、学歴別賃金の格差縮小への寄与の程度が大きくなると同時に勤続構成の変化が格差を拡大する効果は小さくなり、35~39歳以下の層ではむしろ格差を縮小させる方向に働いたため、全体としては40~44歳以下の層では縮小、それより上の層では引き続き拡大となった(第II-34図)。

この結果をみると注目されるのは、50年代後半以降、1)前後のコホート(同一出生集団)と比べて労働者数の多いいわゆる団塊の世代を含むコホート(20~24年に生まれた者。以下「団塊の世代」という。)以下の年齢で年齢間格差が縮小してきていることと、2)いずれの年齢層でも勤続、学歴別賃金の変化が縮小に寄与している中で、団塊の世代とそのすぐ下のコホートでは縮小寄与を大きくしていることである。(50年代前半で勤続、学歴別賃金の変化がわずかではあるが格差縮小の方向に寄与したのは、団塊の世代だけである。)以上から、勤続年数、学歴構成が一定であったならば年齢間の賃金格差は50年代後半以降既に縮小していたといえる。また、今後とも今までの傾向が続けば、団塊の世代が次第に中年層から高年齢層に移っていくに従って年齢間の賃金格差は中高年齢層も含めて今後次第に縮まっていく可能性があるといえる。

労働者構成の影響を除いた年齢間賃金格差のこうした動きの背景には、次のような要因があるものと考えられる。

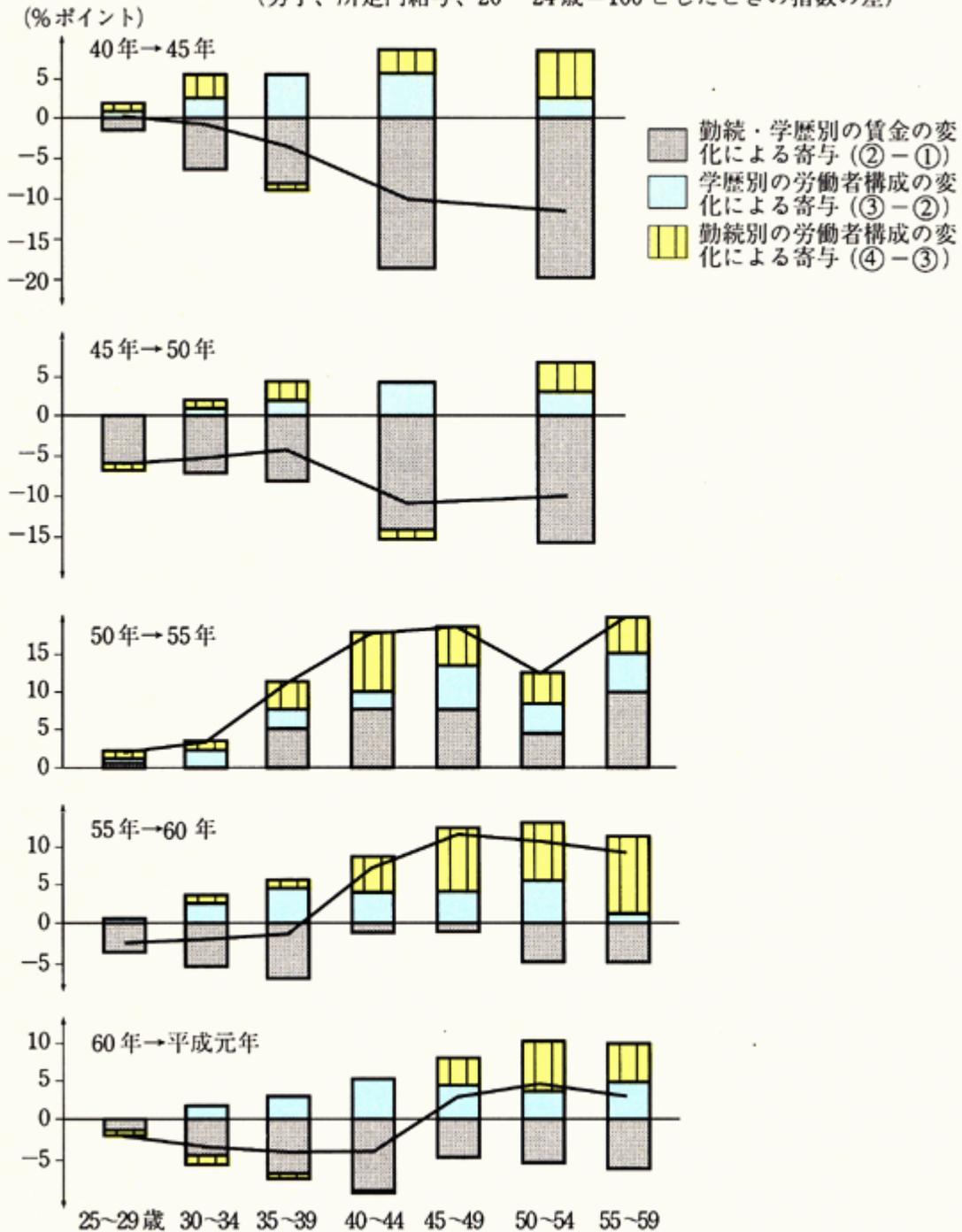
我が国の終身雇用慣行の下では企業は採用を主に若年労働者において行う傾向にある。この結果、若年労働者の賃金は企業の採用の必要性和採用がしやすいかどうか、いかにすれば労働市場の需給状況によって左右されることになる。

一方、中高年労働者の賃金は、生計費を維持する必要から物価の影響を強く受けるとともに、労働力人口の高齢化が進展するなかで若年賃金との相対的な関係や企業内のポスト数の影響を受けるものと考えられる。

40年代においては、企業の強い採用意欲に対し、労働市場がひっ迫気味で推移したため若年層の賃金が大きく上昇し、中高年層の賃金はそれを追いかける形となったため、年齢間格差は縮小に向かった。50年代前半は、第1次石油危機後の不況のなかで企業の労働力過剰感が強く、採用意欲が弱まったため若年賃金の上昇率は相対的に低くなったのに対し、中高年の賃金は、高い物価上昇率の下で企業が中高年の生活に配慮して重点的に引上げを行った結果相対的に高い伸びとなった。50年代後半以降は、20～24歳の賃金が労働力過剰感が薄らなかでいく中でややその伸びを回復しているため勤続、学歴別にみた賃金はいずれの年齢層でも格差が縮小することとなったが、先にみたように格差縮小は団塊の世代の年齢以下で顕著である。

## 第II-34図 年齢間賃金格差の変化の要因分解

第II-34図 年齢間賃金格差の変化の要因分解  
(男子、所定内給与、20~24歳=100としたときの指数の差)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」により労働省労働経済課試算。  
(注) 1) 計算方法については本文参照。  
2) 50年以前については、第II-28図の(注)参照。  
3) 勤続別の労働者構成の変化による寄与には、学歴別・勤続別の労働者構成の同時変化による寄与(交絡項)も含まれる。

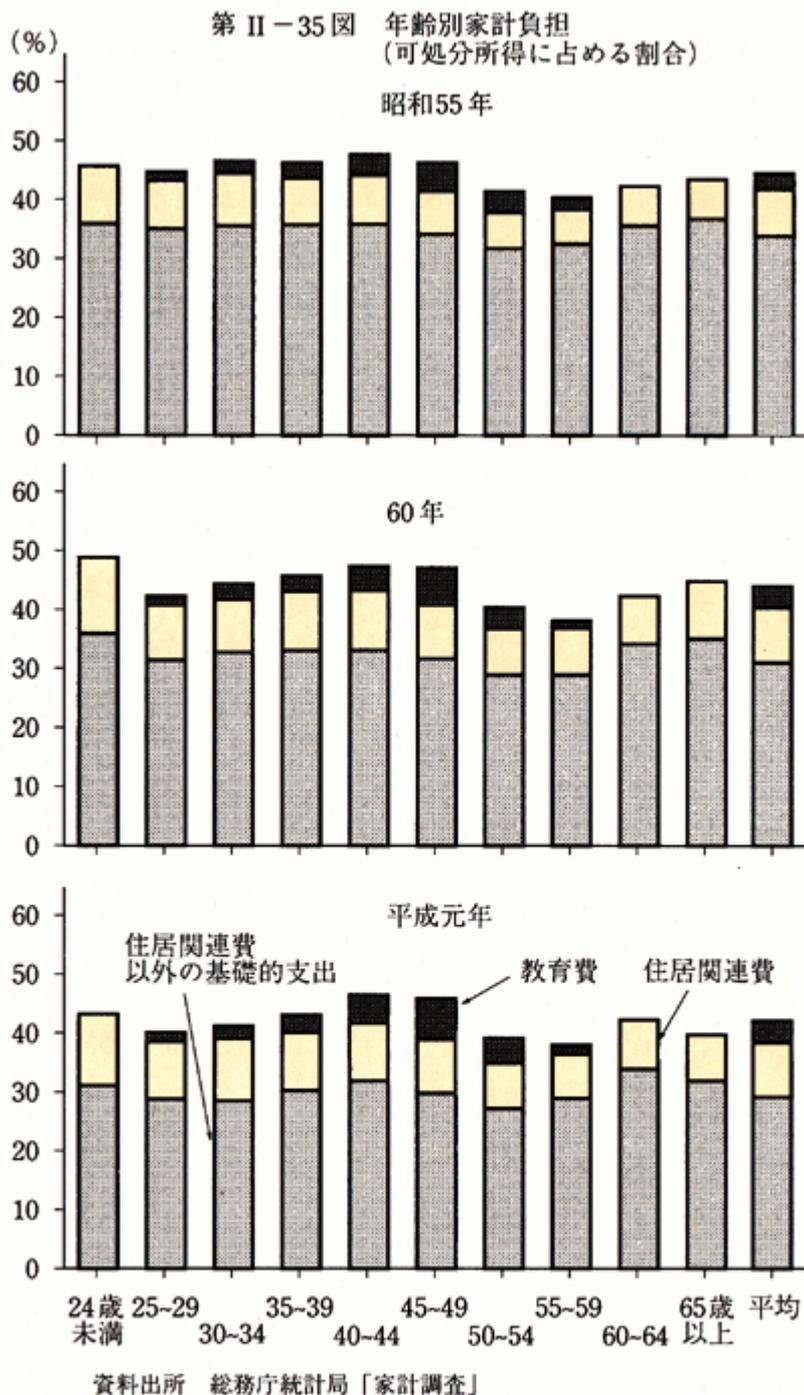
ちなみに労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」により賃上げに当たり最も重視した年齢層別企業構成比をみると、57年までは在籍者中年層に最も重点を置いたとする企業が最も多かったが、58年以降は代わって在籍者若年層が最も多くなっており、また、ここ2年ほど新規学卒者に最も重点を置いたとする企業が急増して元年は2割弱となっている(付属統計表第82表)。

(年齢別生計費)

以上でみたように賃金の年齢間格差の縮小は次第に中年層へと波及していく傾向にあるが、賃金を収入としてとらえるとき、他方の支出面はどうなっているであろうか。

この点をみるために、総務庁統計局「家計調査」により消費支出十大費目のうち基礎的支出として仮に食料、住居(ただし土地家屋借金返済額を加える)、光熱、水道、家具、家事用品、被服及び履物を取り、それに教育費を加えたものの可処分所得に占める割合を家計負担の指標として年齢5歳階級別にみることにする。55年、60年、元年の3時点をとると、サンプル数の少ない24歳未満を除けば常に40～44歳が最も家計負担が大きく、45～49歳が続いている。40～44歳の家計負担について3時点を比較すると、50年代後半には47.8%から48.6%へと負担が増加したが、62年から行われた所得税、住民税減税の効果もあって、元年の負担は60年より低下して46.5%となっている。しかし、他の年齢層の負担も減少したため、相対的にみたこの層の負担の大きさはむしろ際立つ結果となっている(第II-35図)。また、家計の余裕を表すと考えられる黒字率(ただし土地家屋借金純減を除く)は勤労者世帯平均では20.1%であるが、年齢別にみると45～49歳(16.5%)が前後の年齢層と比べて低くなっており、55年(19.6%)と比べても相当低下してきている。

### 第II-35図 年齢別家計負担



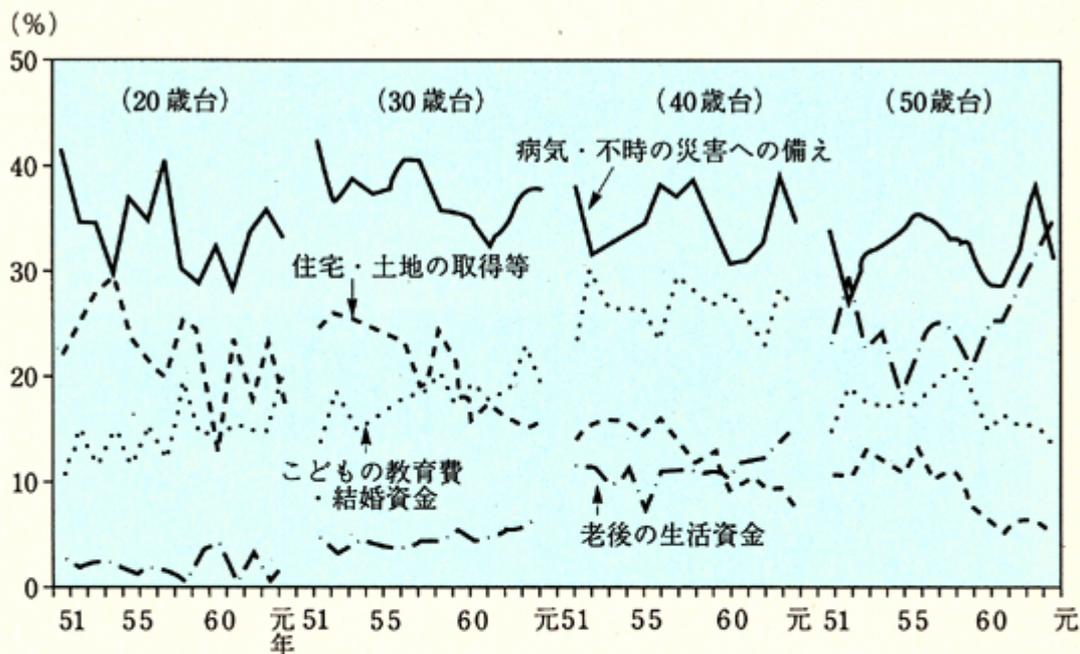
(注)

基礎的支出	{	住居関連費以外の基礎的支出	{	食料、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物
		住居関連費		住居 土地家屋借金返済

一方、貯蓄広報中央委員会「貯蓄に関する世論調査」(元年)により最も重点をおいている貯蓄目的をみると、どの年齢層でも「病気や不時の災害のときに備えるため」が最も多いなかで、40歳台では他の年齢層と比べ「こどもの教育費や結婚資金にあてるため」の割合が26.7%と多いことが目立つが、「老後の生活資金にあてるため」の割合も、30歳台6.6%に対し40歳台15.5%、50歳台34.6%で、また、40歳台、50歳台では近年増加を続けており、老後生活の準備を始める者が40歳台から増え始めることがうかがわれる(第II-36図)。

第II-36図 最も重点を置いている貯蓄目的

第II-36図 最も重点を置いている貯蓄目的(年齢階級別)



資料出所 日本銀行貯蓄広報中央委員会「貯蓄に関する世論調査」

(注) 1) 図中の凡例については、原調査において以下の通り：

病気・不時の災害への備え：「病気や不時の災害のときに備えるため」

土地・住宅の取得等：「マイホーム(土地を含む)の取得または増改築などのため」

こどもの教育費・結婚資金：59年以降については「こどもの教育費にあてるため」と「こどもの結婚資金にあてるため」で、計数は両者の合計値。58年以前については「こどもの教育費や結婚資金にあてるため」

老後の生活資金：「老後の生活資金にあてるため」

2) ここでは主な項目のみあげた。この他に「レジャーの資金にあてるため」等があるため、合計しても100とはならない。

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得,資産及び労働費用の動向と問題点

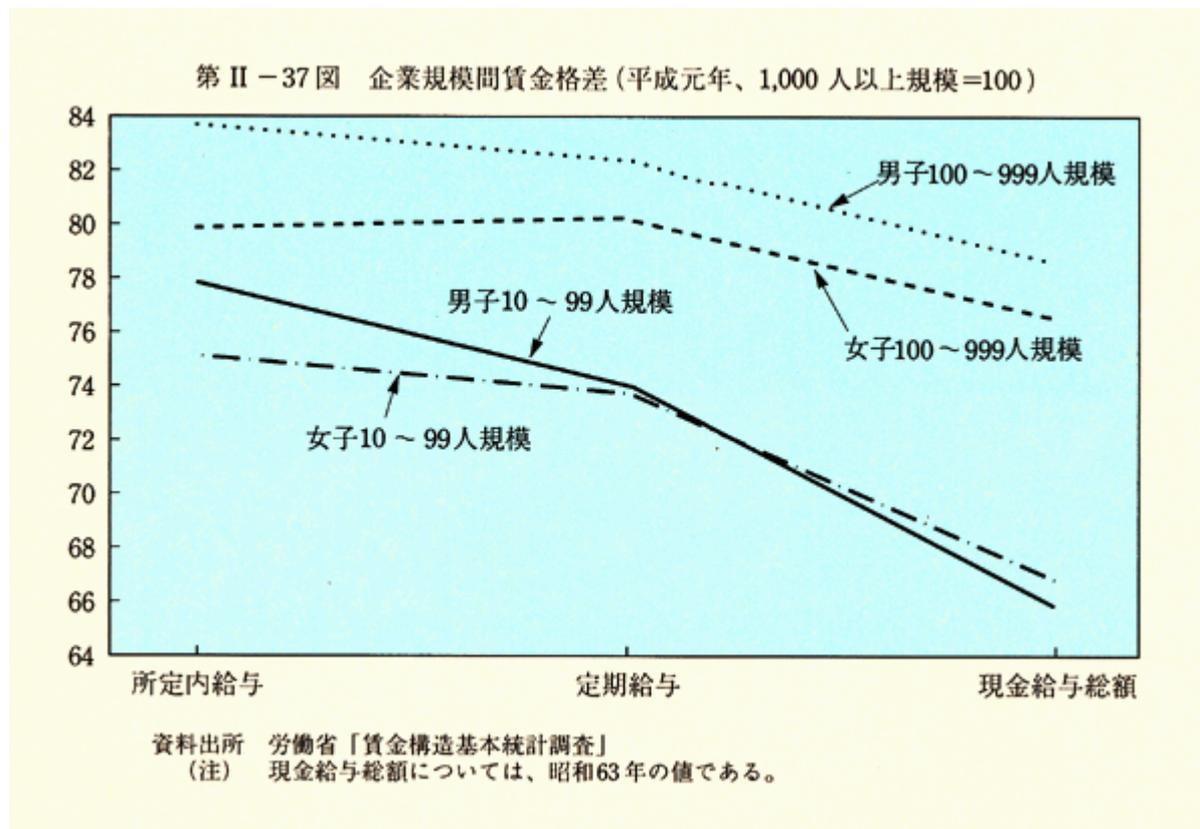
#### (2) 賃金の分散,格差の動向と背景

#### 3) 企業規模間格差の動向とその背景

(拡大気味に推移する企業規模間賃金格差)

元年の企業規模間の賃金格差を所定内給与で見ると,1,000人以上規模を100として100~999人規模では80.9,10~99人規模では75.0となっている。これを男女別にみると,男子ではそれぞれ83.7,77.8,女子では79.9,75.1となっており,男子より女子で規模間格差がより大きくなっている。所定外給与を加えた定期給与では女子100~999人規模を除いていずれもやや格差が拡大する。所定外給与の所定内給与に対する割合を規模別に男子についてみると,1,000人以上規模では14.7%に対し100~999人規模では12.7%,10~99人規模では9.1%となっている。さらに,昭和63年について賞与等の特別給与を加えた現金給与総額で見ると,男女のいずれでも大幅に格差は拡大し,男子100~999人規模で78.8,同10~99人規模で65.8となる。これは,賞与等の所定内給与に対する倍率が男子1,000人以上規模で5.2倍であるのに対し同100~999人規模で4.1倍,同10~99人規模で2.8倍と規模の大きい企業ほど倍率が高くなっているためである(第II-37図)。

第II-37図 企業規模間賃金格差



性年齢別に規模間格差をみると,男女あいずれでも年齢の高い層ほど格差が大きく,10~99人規模では50~54歳,100~999人規模では55~59歳で格差が最も大きくなる。これは企業規模が大きいほど年齢間格差

が大きい、すなわち年齢別賃金カーブの傾きが急であるためである。また、定期給与でみると男子と女子若年では所定内給与の場合より格差が拡大し、女子の40歳前後より上の年齢層では、逆に縮小する。63年の現金給与総額でみると、いずれの年齢層でも格差が大幅に拡大する。

所定内給与の規模間格差の長期的推移を1,000以上規模を100とした10～99人規模の指数でみると、男女計では昭和30年代末に急速に格差が縮小した後、40年代前半も縮小が続いたが、40年代後半には拡大に転じた。50年代前半は横ばいなく、むしろ拡大気味であったが、50年代後半は再びはっきりした拡大傾向となった。61年以降は63年までやや縮小したが、元年にはやや拡大している。50年以降について男女別にみると、50年代は男子では緩やかな拡大傾向が続いたのに対し、女子は57年までは明確な傾向は示していなかったが、その後急激に拡大した。60年以降は男子では拡大が止まったが、女子はそれまでの拡大傾向が続いた。なお、元年は、ここ数年の動きとは逆に男子で拡大、女子で縮小となっている(第II-38図)。

男子についてより細かく年齢別に所定内給与格差の推移をみると、40年代前半は、若年では小規模の方が大規模よりむしろ賃金が高いという逆の格差が縮小して年齢計の格差を拡大させる効果を及ぼした。したがって、年齢計の規模間格差が縮小したのは中高年層における格差が縮小したためである。40年代後半には、いずれの年齢層でも格差が拡大した。50年代前半は、逆にいずれの年齢層でも格差が縮小している。50年代後半は、20～24歳ではほぼ横ばいであったもののそれ以上の年齢層ではおおむね格差が拡大したが、60年以降年齢別にみた格差は縮小ないし横ばいとなっている。ただし、全体の年齢構成が高齢化し、格差の大きい中高年層の割合が増えたことから年齢計の格差は先に述べたようにやや拡大している(付属統計表第83表)

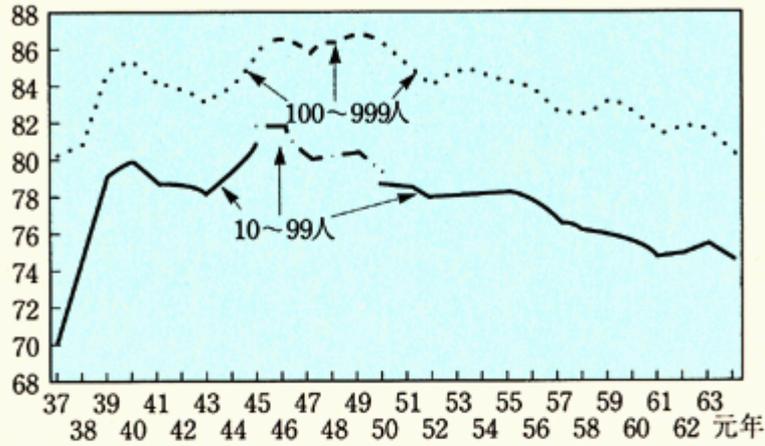
(労働者構成の変化の影響を除くと最近では縮小する規模間賃金格差)

年齢が高くなるほど規模間格差が大きいことについては先に触れたが、さらに一般には大企業ほど勤続や学歴の評価が大きい。

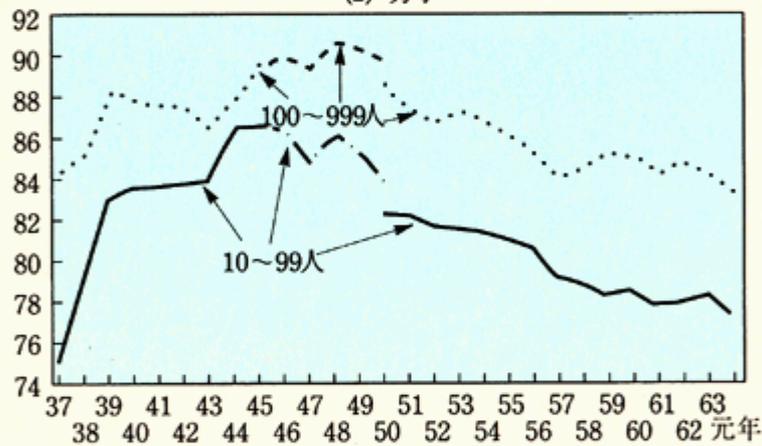
#### 第II-38図 企業規模間賃金格差の推移

第II-38図 企業規模間賃金格差の推移  
(所定内給与、1,000人以上=100)

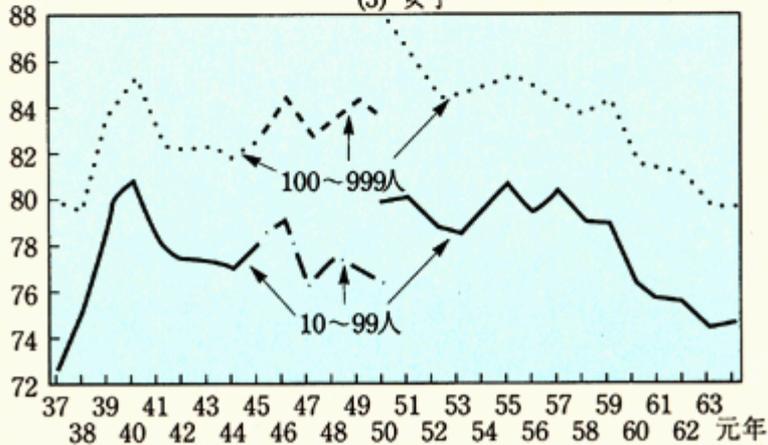
(1) 男女計



(2) 男子



(3) 女子



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」  
(注) 第II-28図の(注)に同じ

したがって、全体としての規模間格差の動きは、年齢別、勤続別、学歴別の労働者構成の変化の影響を受けるものと考えられる。そこで年齢間格差について行ったのと同様に、規模間格差に対する労働者構成の変化の影響を取り除くために、男子の所定内給与について企業規模別に40年から元年まで5年ごと(最後は4年)に年齢、勤続、学歴別の労働者構成が5年前と変化しなかった場合(2)、年齢、勤続別の労働者構成が変化しなかった場合(3)、年齢別の労働者構成のみが変化しなかった場合(4)の試算を行い、それらの場合の規模間格差と実績との比較を行った。すなわち5年前の実績格差を1)、その年の実績格差を5)とすれば、10~99人規模の1,000人以上規模に対する格差の5年前と比べた変化(5-1))は、年齢、勤続、学歴別の賃金の変化による寄与(2-1))、学歴別労働者構成の変化による寄与(3-2))、勤続別労働者構成の変化による寄与(4-3))、年齢別労働者構成の変化による寄与(5-4))の四者に分解することができる。

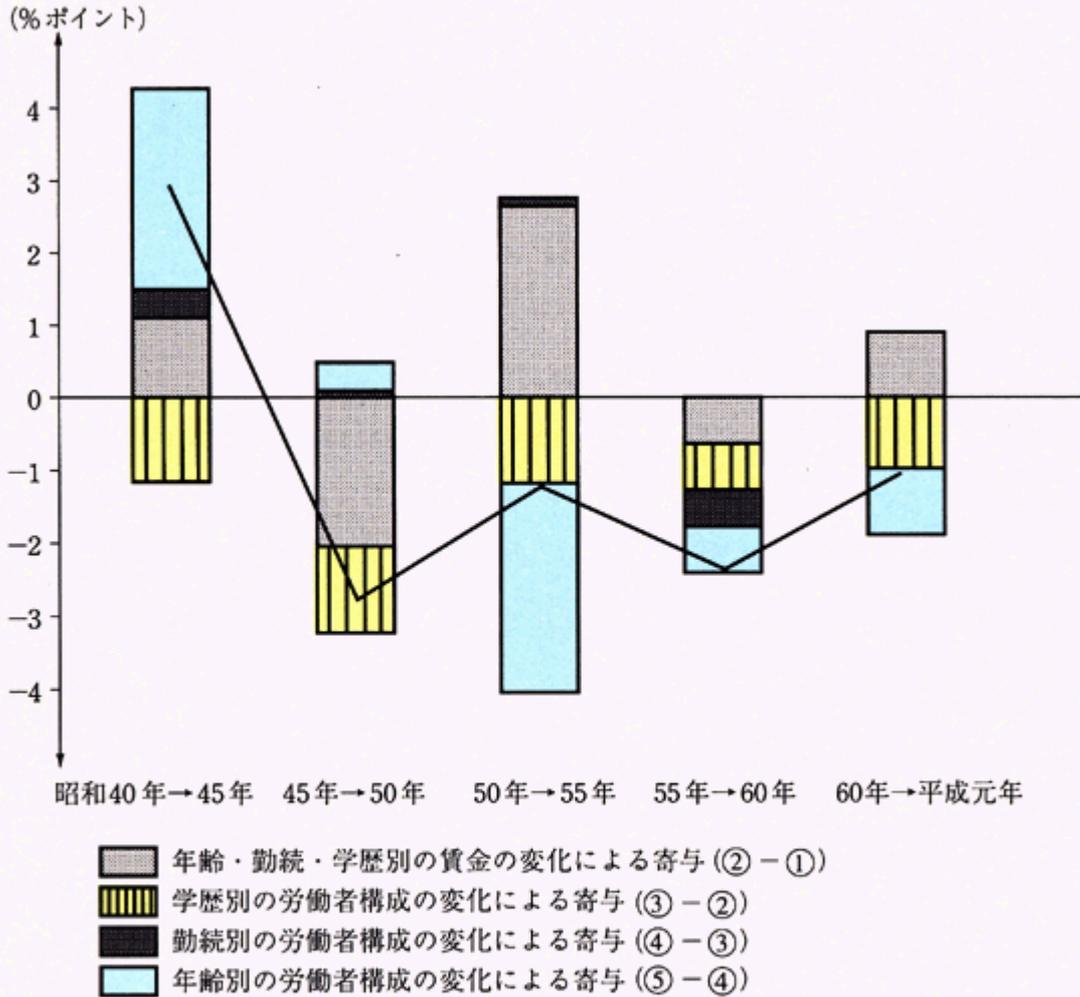
説明を簡単にするために50年以降の推移について述べると、50年代前半には労働者構成変化の影響を除いた賃金の変化は、規模間格差を2.7ポイント縮小させる方向に働いたが、年齢構成の変化と学歴構成の変化がそれぞれ2.9ポイントと1.2ポイント格差を拡大する方向に働いたため、全体としての格差は1.3ポイント拡大した。50年代後半においては四つの要因がいずれも0.5～0.7ポイントとほぼ同程度の大きさを格差の拡大に寄与したため全体として2.3ポイント格差が拡大した。60年以降においては構成変化の影響を除いた賃金変化は、再び格差の縮小に0.9ポイント寄与しているが、年齢構成の変化と学歴構成の変化がそれぞれ0.9ポイント、1.0ポイントと前者と同程度格差の拡大に寄与しているため、全体としての格差は1.0ポイントの拡大となっている(第II-39図)。

なお、年齢構成の変化、すなわち高齢化が格差を拡大するのは、1,000人以上規模の方が10～99人規模よりも高齢化のテンポがより早いためでもあるが、それ以上に大企業の方がより年齢別賃金カーブの傾きが急であることによる。また、平均年齢の水準自体は1,000人以上規模の方がより低い、両規模間の年齢差は50年の2.5歳から元年の1.9歳まで縮小している(付属統計表第84表)。

以上でみた労働者構成の変化の影響を除いた企業規模間賃金格差の動きは、労働力需給により説明される面が大きいと考えられる。

### 第II-39図 企業規模間賃金格差の変化の要因分解

第II-39図 企業規模間賃金格差の変化の要因分解  
 (男子、所定内給与、1,000人以上規模=100  
 としたときの10~99人規模の指数の差)

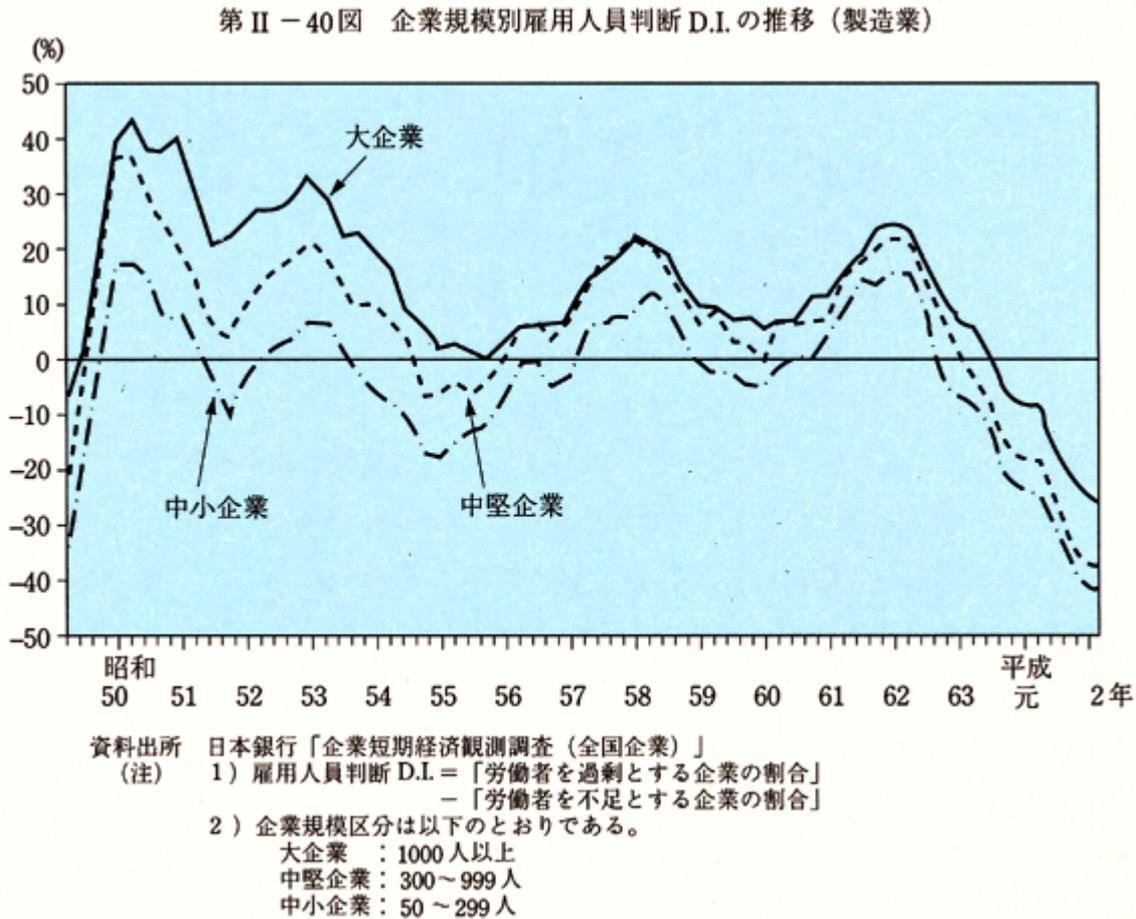


資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」により労働省労働経済課試算  
 (注) 1) 計算方法については本文参照。  
 2) 50年以前については、第II-28図の(注)参照。  
 3) 勤続別の労働者構成の変化による寄与には、学歴別・勤続別の労働者構成の同時変化による寄与(交絡項)が含まれる。また、年齢別の労働者構成の変化による寄与には、学歴別・年齢別、勤続別・年齢別及び学歴別・勤続別・年齢別の労働者構成のそれぞれ同時変化による寄与(交絡項)が含まれる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により調査を開始した49年以降の製造業企業規模別雇用人員判断D.I.(「労働者を過剰とする企業の割合」—「労働者を不足とする企業の割合」)をみると、企業が労働力不足を感じる時期には中小企業の労働力不足感は大企業の不足感を上回り、逆に労働力過剰を感じる時期には中小企業の過剰感は大企業の過剰感を常に下回っているが、その程度は時期により相当異なっている。まず50年代前半は大企業の過剰感が強く、中小企業の過剰感との間に相当の乖離があった。55年前後には大企業の過剰感は解消に向かったが、中小企業では不足が過剰を上回ったため、両者の乖離はあまり縮小しなかった。50年代後半以降は全体として再び過剰感が強まったものの大企業と中小企業の乖離は50年代前半と比べ小さくなった。ここ2,3年は両規模とも過剰から不足に転じ、しかも不足感が急速に強まっている(第II-40図)。

このような労働力需給の動きと労働者構成の影響を除いた企業規模間賃金格差の動きを比較すると、最近のように全体としての労働力不足感が強い時期や労働力過剰感のある時期であっても50年代前半のように大企業の過剰感が強く中小企業の過剰感の弱い時期には格差は縮小し、50年代後半のように大企業だけでなく中小企業も過剰感が強まり両者の労働力過不足感の差が縮小する時期に拡大するものとみられる。

第II-40図 企業規模別雇用人員判断D.I.の推移



こうしたことから、ここ数年のような景気拡大が今後も持続するならば労働者構成の影響を除いた企業規模間の賃金格差は次第に縮小の方向に向かう条件にあるものと思われる。

(労働生産性と規模間格差)

賃金と労働生産性の動きは物価と密接な関連がある。労働分配率や製品と原材料の相対価格等が変わらなければ、労働生産性の伸びを上回る賃金の上昇物価を押し上げることになる。

そこで工業製品について企業規模別の卸売物価と消費者物価の上昇率の推移をみると、第1次、第2次石油危機後の数年を除けばほとんどの時期は中小企業性製品の上昇率の方が大企業性製品より高くなっている。石油危機後に規模別上昇率の逆転がみられたのは、大企業の方が原油を中心とする原材料を多量に消費する産業の比率が高いからと思われる(第II-41図)。

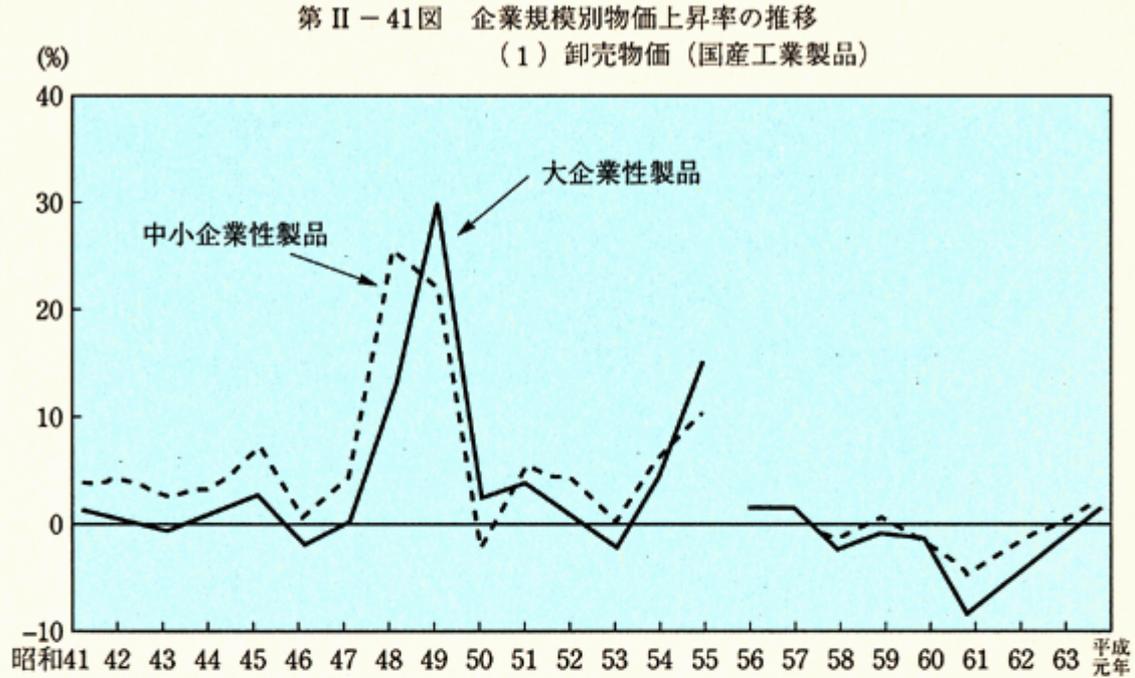
こうした製品価格上昇率の差は労働生産性上昇率に差があることが影響していると思われる。製造業について40年以降を5年ごとに区分して大企業と中小企業の実質売上高生産性の上昇率を比較してみると、いずれの時期についても大企業の方が生産性の伸び率が高くなっている(付属統計表第85表)。

また、売上高に占める人件費の比率が中小企業の方が高い(62年の「工業統計表」によれば製造業出荷額等に占める現金給与総額の割合は、企業規模別には1,000人以上規模10.5%、100~999人規模14.0%、20~99人規模18.0%)ため、同程度の賃金コストの上昇であっても製品価格に影響する程度は中小企業の方が大きいと考えられる。

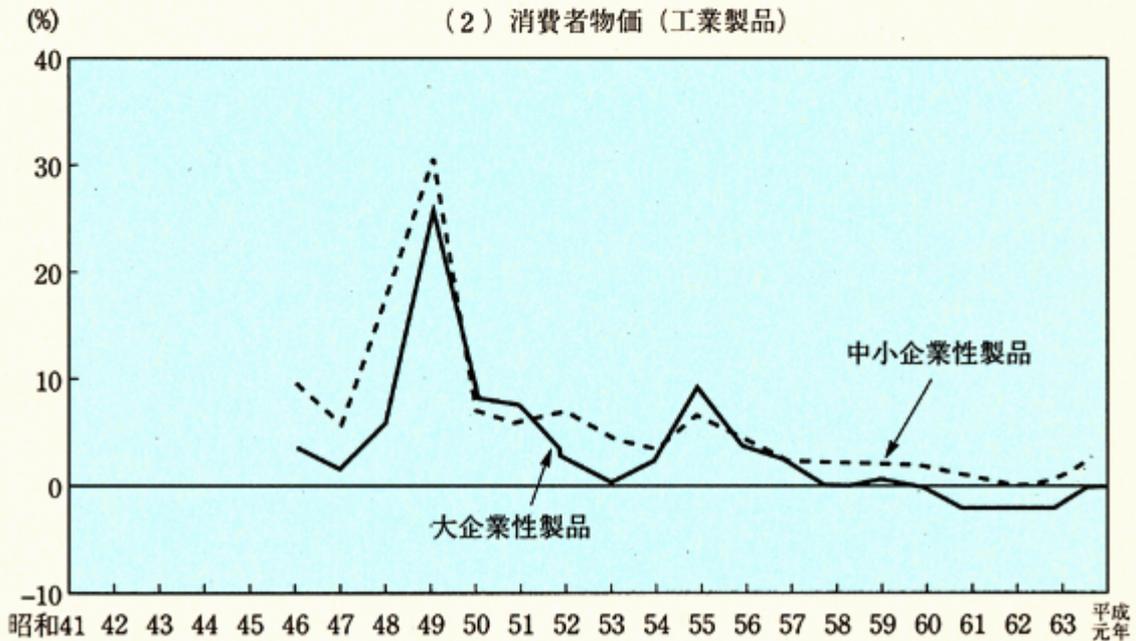
もっとも物価上昇は賃金と労働生産性の関係だけでなく、原材料価格や為替相場、また製品市場の需給状況などにも依存しており、必ずしも一概にはいえない面もある。そこで最近の規模別卸売物価についてこれ

らの点を勘案した関数推計を行ってみることとする。すなわち60年から元年までの四半期ごとの企業規模別工業製品卸売物価指数について、為替レート、製品需給判断D.I.(需要超過—供給超過)、賃金コスト(=賃金/労働生産性)、原材料価格の4変数で説明する関数推計を行ってみると、他の条件が変わらずに賃金コスト上昇率が1%高まったときの物価上昇率の高まりは、おおよそ大企業性製品が0.17%であるのに対し中小企業性製品は0.28%となっており、中小企業の方がより賃金コストの上昇が価格上昇に転嫁されやすいことが分かる(付属統計表第86表)。

第II-41図 企業規模別物価上昇率の推移



資料出所 昭和55年以前は、日本銀行「物価指数年報」(50年基準)、  
56～60年は、中小企業庁試算「規模別卸売物価指数」(55年基準)、  
61年以降は、同(60年基準)



資料出所 総務庁統計局「消費者物価指数年報」(60年基準)

以上は製造業を対象とした分析であるが、小規模の企業が多く生産性の向上がより困難な商業やサービス業についても売上高に占める人件費の比率が高いことから同様のことがいえると思われる。こうしたことから中小企業における労働条件の改善の製品価格上昇への影響を少なくしていくためにも労働生産性の上昇が必要であるといえよう。

---

---

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得、資産及び労働費用の動向と問題点

#### (3) 労働費用の動向

企業が労働の対価として提供する主要なものは賃金であるが、企業は賃金以外に様々な福利厚生を従業員に提供している。こうした従業員福祉の面での充実度も、賃金と同様に労働者のゆとり感に影響を及ぼしていると考えられる。

そこで、本節では企業内福祉の状況についてみることにする。

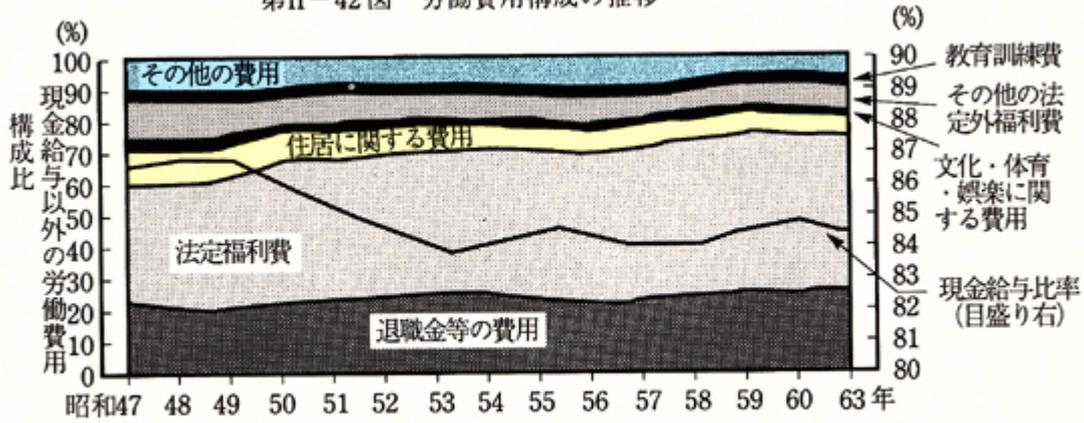
(高まりをみせる法定福利費比率)

まず、企業内福祉を労働費用の面からとらえてみよう。労働費用のうち最も大きな部分を占めるのは現金給与であるが、その他に企業は退職金、社会保険料の事業主負担分、社宅、寮に関する費用等労働者を雇用するために様々な費用を負担している。労働省「賃金労働時間制度等総合調査」により、昭和63年における従業員一人1か月当たり労働費用をみると398,115円であり、うち現金給与総額333,638円(総労働費用に占める構成比83.8%)、現金給与以外の労働費用が64,476円(同16.2%)となっている。現金給与以外の労働費用の内訳をみると、法定福利費が31,330円(同7.9%、うち厚生年金保険料14,268円、健康保険料10,831円、労働保険料5,771円)と最も大きく、次いで、退職金等の費用が16,534円(同4.2%、うち退職一時金10,054円、中退金等掛金363円、退職年金6,117円、他)、法定外福利費11,048円(同2.8%、うち住居に関する費用4,242円、食事に関する費用1,425円、文化・体育・娯楽に関する費用1,263円、医療・保健に関する費用1,144円、他)を占め、その他現物給与、教育訓練費、募集費などが同調査において費用項目となっている(第II-42図)。

こうした労働費用に占める現金給与以外の費用の割合を時系列を追ってみると、二つの特徴がみられる。一つは、この割合が49年の13.2%から63年の16.2%へ傾向的に高まっているなかで、景気循環に対応した変動を示しており、おおむね景気回復にやや遅れて低下し、景気後退にやや遅れて上昇していることである。これは、景気後退期には若干の遅れを伴って賃金上昇が抑えられる一方、やはり若干の遅れを伴って雇用調整が増加し退職一時金等の費用が増加することによる。しかしながら退職金以外の費用をみると、法定福利費は現金給与に比例的に決められることが多いこと、その他の費用項目には企業にとって義務的支出という性格がやや弱いものが多いことから、この費用も利益率が低下する景気後退期には減少しがちと考えられ、賃金変動と同一方向に動くことから、労働費用に占める割合はあまり変化しない。したがって、こうした費用の存在は現金給与以外の労働費用割合の変動を小幅なものとしている。

第II-42図 労働費用構成の推移

第II-42図 労働費用構成の推移



資料出所 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」

(注) 61、62年は労働費用について調査されていない。

二つは、項目別にみると法定福利費の構成比が大きく拡大し、退職金等の費用も緩やかに拡大する一方で、その他の労働費用の割合は低下していることである。これは厚生年金保険制度等社会保険料率が制度改正もあって次第に引き上げられてきたこと等によっており、定額部分もあるものの、賃金(標準報酬月額)の一定割合に決められる部分も大きい性格上、賃金が大部分を占める労働費用全体に占める法定福利費の割合は、循環的というよりも傾向的な増加を示している。また退職金等の費用割合は、上でみた変動を伴いつつ、各種退職金制度の充実や労働力の高齢化を反映して緩やかな増加がみられている。法定外福利費の構成比の傾向的な低下は、そのなかでの構成比が高い住居に関する費用の低下による面も大きく、その背景には後でみるような企業の住宅関係福利に関する考え方の転換があると考えられる。

(賃金格差以上に大きい労働費用の規模間格差)

63年における従業員一人当たり労働費用総額の企業規模間格差をみると、企業規模5,000人以上企業の金額を100とした30~99人規模の金額は58.5である。そのうち現金給与以外の費用総額の格差は、同じく30~99人規模で41.2となり、現金給与の格差の62.7よりも大きくなっている(付属統計表87表)。現金給与以外の労働費用のなかでは法定福利費は現金給与よりも格差が小さいのに対し、それ以外のすべての項目では現金給与よりも格差が開いている。特に退職金等の費用では19.7と約5倍、法定外福利費のうち住居に関する費用では8.4と約12倍もの差がみられている。こうしたなかで比較的規模間格差の小さい項目としては、法定外福利費のうちの文化、体育、娯楽に関する費用があり、5,000人以上企業を100とすると30~99人は56.9となっている。文化、体育、娯楽に関する費用ではむしろ中程度の規模の方が低くなっている。これは、30人以上規模企業であれば文化、体育、娯楽に関する何らかの施設や制度が普及している一方、こうした施設、制度費には設置費、維持費等利用人数とは無関係に発生する固定的な費用も相対的に大きいため、一人当たり費用では小規模企業ほど負担となっていることがうかがえる。

労働費用の規模間格差を時系列的に、同じく5,000人以上企業の金額を100としたときの30~99人規模の金額でみると、まず現金給与については49年の71.2から63年まで8.5ポイントの格差の傾向的な拡大がみられている(付属統計表88表)。現金給与以外の費用についても49年との比較でみると、特に住居に関する費用(49年21.8から63年8.4)、退職金(同33.0から19.7)で格差が大きく拡大しており、文化・体育・娯楽に関する費用では49年に116.9と小規模の方が高かったものが63年には56.9と逆転している。一方、教育訓練費では49年の27.2から63年29.0と格差が縮小している。このように、現金給与以外の労働費用格差は、法定福利費を除いて現金給与以上に大きくかつ拡大傾向にあり、施設、制度の共同化等の取組みが求められよう。

(増加する退職一時金制度と退職年金制度の併用)

労働省「退職金制度、支給実態調査」によると、60年において退職金制度がある企業割合は89.0%で、調査年により差はあるものの、50年以降おおむね9割前後で推移している。退職金制度のある企業を制度の形態別にみると、一時金制度のみの企業が51.9%(56年55.4%)、年金制度のみの企業が14.3%(同18.5%)とそれぞれ割合は低下し、両制度の併用が33.8%(同26.2%)と増加している。50年以降の傾向でみると、退職一時金

制度のみの企業割合の低下の一方で両制度の併用の企業割合が高まっているが、年金制度についても一時金を選択ができるものも多く(60年に適格年金を有する企業のうち92.8%,調整年金で69.9%)労働者にとっては選択の余地が増えている。規模別にみると、1,000人以上規模企業では99.9%の企業に退職金制度があるのに対し、30~99人規模企業では86.1%にとどまっている。また、形態別には退職年金制度のみの企業割合にはそれほど差がみられないが、小規模ほど退職一時金制度のみの割合が高く、大規模では両制度の併用が多くなっている(付属統計表89表)。

「賃金労働時間制度等総合調査」により、30~99人及び100~299人規模企業の「退職金等の費用」に占める「中退金等への掛金」の割合をみると、30~99人では49年の13.0%から63年には18.1%へ、100~299人では4.5%から5.1%へとそれぞれ高まっており、中小企業の退職金制度においては、「中小企業退職金共済制度」の活用が進みつつある。

#### (中小企業でも普及する財形制度)

「賃金労働時間制度等総合調査」によると、労働者の資産形成に関する援助制度がある企業割合は62年で82.4%であり、規模別には5,000人以上規模で99.7%、30~99人規模でも78.8%の企業で制度がある。援助の種類別には、貯蓄制度が73.7%、持家援助制度が24.1%、持株援助制度が9.6%、社内保険援助制度が39.0%の企業にみられている。規模別にみると、持株援助制度、持家援助制度は中小規模企業にあまり普及していないのに対し、貯蓄制度では30~99人規模でも68.7%の企業に普及している。社内保険援助制度はわずかながら小規模企業ほど普及率が高くなっている。

貯蓄制度についてみると、62年に財形貯蓄制度が5,000人以上規模企業において90.8%、30~99人規模企業についても64.6%の普及率となっているのに対し、財形年金貯蓄制度、社内預金制度については中小規模企業ではあまり普及していない。時系列的にみると、財形貯蓄制度は過去から普及率の規模間格差が比較的小さい。同調査の57年調査時点までは300~999人の中規模で最も普及していか、大規模での普及率が急上昇している。こうした財形制度普及の一方で社内預金制度を採る企業割合は次第に減少している。

持家援助制度普及率は、49年以降62年まで20~30%程度で、規模間格差は大きいまま、あまり変動をみせず推移している。一方、給与住宅のある企業割合は、5,000人以上規模では47年に100.0%、58年にも97.7%とほぼ全企業に設置されているが、規模が小さくなるほど設置率が大幅に低下しており、30~99人規模では47年の67.7%から58年の44.5%となっている。この背景には、労働者の根強い持家志向に企業が対応したという面のほか、50年代以降の成長率の鈍化の下で、企業の住宅政策が、大きな固定費を伴う給与住宅供給から比較的固定費を伴わない従業員の持家の援助へと転換したことがあろう。

#### (住宅関連施策は給与住宅重視へ)

しかしながら、最近の好景気とそれに伴う労働力需給の引締まり、大都市圏を中心とする地価上昇から、従業員の福利厚生向上やそれによる従業員の確保、定着のために社宅、独身寮の充実を図る動きもみられている。例えば、建設省「建築動態統計」により新規住宅着工に占める給与住宅の割合をみると、45年には5.9%であったものが50年代には2%台から1%台後半となり、62年には1.3%にまで低下した。その後63年1.4%、元年1.8%と上昇している。首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)では、60年の1.1%から元年1.9%へと、この割合は更に上昇している。

経済企画庁「企業行動に関するアンケート調査」(2年1月)によれば、過去3年間に福利厚生向上方策として「独身寮の新・改築」を行った企業が35.4%と最も高い割合となっている。今後3年間についても過半数の51.3%の企業が「独身寮の新・改築」を、39.4%の企業が「社員住宅の新・改築」を行うとしており、「住宅手当の引き上げ」、「低利住宅ローン制度の導入・充実」を行う企業割合が今後低下の見通しであるのと対照的である。住宅以外の福利厚生向上策について、過去3年から今後3年にかけての実施企業割合のポイント差でみると、「長期休暇制度の導入、充実」(過去12.7%、今後32.5%)、「余暇施設の設立・充実」(同24.1%、35.7%)を厚くする動きがみられている(第II-43表)。

第II-43表 企業の福利厚生向上方策

第II-43表 企業の福利厚生向上方策

(単位 %)

	過去3年間	今後3年間
独身寮の新・改築	35.4	51.3
社員住宅の新・改築	21.5	39.4
住宅手当の引上げ	31.7	19.8
低利住宅ローン制度の導入・充実	23.7	14.8
通勤手当の引上げ	18.0	8.5
余暇施設の設立・充実	24.1	35.7
社内余暇行事の実施・充実	22.0	18.3
社内預金制度の導入・充実	3.2	1.5
食堂、医療施設等社内施設の設立・充実	19.1	13.0
長期休暇制度の導入充実	12.7	32.5
その他	3.2	2.5
方策をとっていない（とる予定はない）	8.9	4.1

資料出所 経済企画庁「企業行動に関するアンケート調査」（2年1月）

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得,資産及び労働費用の動向と問題点

#### (4) 勤労者世帯における資産保有の状況

##### 1) マクロでみた資産保有分布

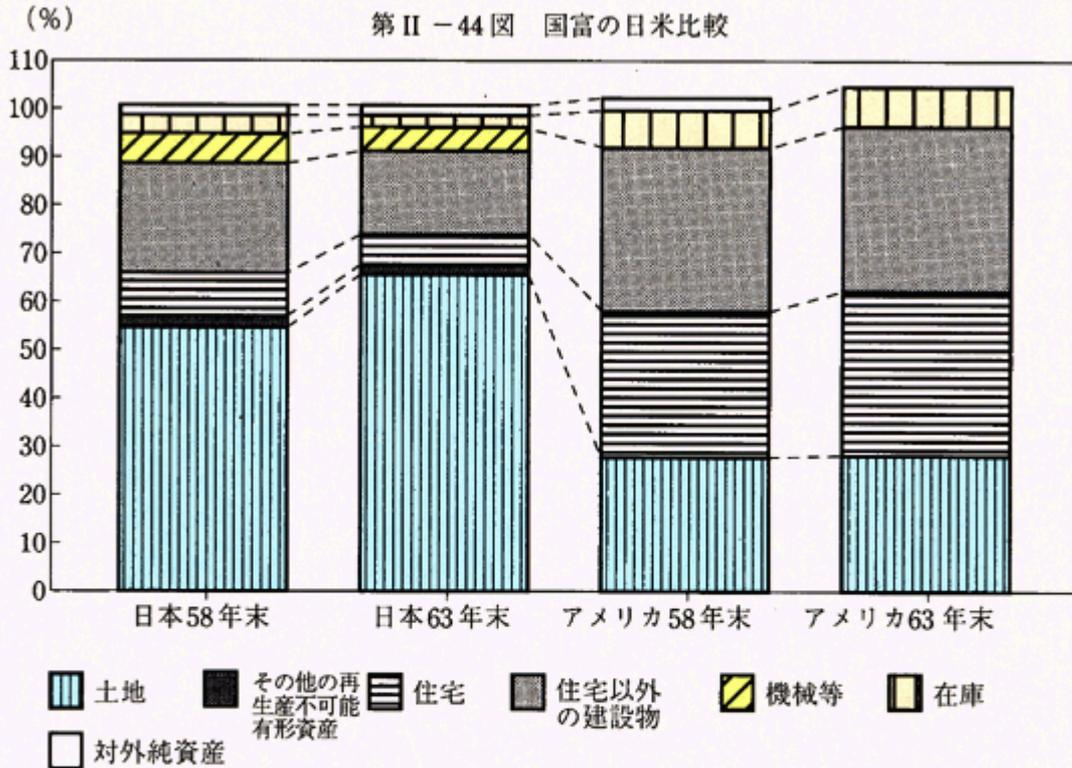
我が国の資産額は近年大幅に増加している。経済企画庁「国民経済計算年報」によれば昭和63年末の資産総額は5,993.0兆円に上っており,5年前の1.79倍になっている。63年の国民総生産は367.4兆円であるから資産総額はその16.3倍であり,5年前の12.0倍と比べると経済のフローと比べたストックの拡大が目立っている(付属統計表第90表)。このような資産総額の増加は,期中の資本取引と価格上昇によるものであるが,近年は後者の増加が顕著である。その点をストックの調整勘定(国民経済における資産,負債の変化のうち資本取引では説明できない部分であり,主に資産の価格上昇分を表す)によりみると,ここ3年間は毎年300兆円を超えて国民総生産に匹敵する大きさとなっており,経済全体に大きな影響を与えている(付属統計表第91表)。

資産総額の内訳をみると58年末には実物資産が48.5%,金融資産が51.5%とほぼ二分していたが,金融資産の増加の方が大きかったため,63年末にはそれぞれ46.2%,53.8%とやや金融資産の方が多くなっている。

金融資産の大部分は一国全体でみたときは同時に負債であるから,正味資産(国富)はそれらを相殺した実物資産と対外純資産の合計となる。実物資産には,再生産可能有形資産である住宅,住宅以外の建設物,在庫,機械等と再生産不可能有形資産である土地等が含まれるが,我が国の特徴は土地の比重が非常に大きいことである。我が国の国富に占める土地の割合は,5年前の59年末でも54.7%と半数を超えていたが,この間の地価上昇により63年末には65.7%と全体の約3分の2を占めるに至っている。これに対し住宅は6.5%にすぎない。これをアメリカと比較すると,アメリカでは住宅が33.6%を占め,土地は28.2%となっており,我が国の国富に占める土地の比重が大きいことが分かる(第II-44図)。

63年末の資産総額の保有分布をみると,法人企業部門が52.6%,家計部門(個人企業を含む。以下同様)が37.5%となっている。実物資産については家計部第II部,勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題門が過半数を保有し,金融資産については逆に法人企業部門が約3分の2を保有している。資産のうち価格上昇が大きいのは実物資産では土地,金融資産では株式であるが,両部門の調整勘定の額を61年から63年までの3年間について合計すると家計部門では土地552.1兆円,株式106.1兆円と土地の方が多いのに対し法人企業部門は土地238.8兆円,株式258.9兆円とほぼ同額となっている(付属統計表第92表)。

第II-44図 国富の日米比較



資料出所 経済企画庁「国民経済計算年報」、Board of Governors of the Federal Reserve System "Balance Sheets For the U.S. Economy 1949-88"

- (注) 1) アメリカについては、土地以外の再生産不可能有形資産は記載されていない。また、住宅以外の建設物と機械等が区分できない。  
 2) アメリカの63年末の対外純資産は負である。

家計部門については2)以降で触れるのでここでは法人企業部門についてのみ概観しておく。金融資産については、その3分の2に当たる1,423.9兆円を金融機関が保有しているが、株式だけをとると非金融法人企業と金融機関がほぼ同額ずつ保有している。実物資産については、機械設備や建物等からなる純固定資産(367.9兆円)より土地(528.9兆円)の方が額が多くなっている。非金融法人企業について、その保有する土地と株式の時価と簿価の差という形で含み資産の規模を試算すると、63年末の含み資産は土地について366兆円、株式について182兆円となり、両者の計は500兆円を超えている。

ただし、同じ法人企業でも企業ごとに資産保有に大きな差がある。金融資産の保有は企業の財務状況と一体であるが、土地についても新興企業はあまり保有していないのに対し歴史の古い企業は地価の高い大都市周辺に所有している場合も多いものと思われる。ちなみに大蔵省「法人企業統計年報」(63年)により資本金10億円以上の企業の土地保有状況を産業別に比較すると、戦前からの企業が多いと思われるパルプ・紙・紙加工品製造業や鉄鋼業では資産全体に占める土地の割合が6%程度であるのに対し、歴史の浅い企業が多いと思われる事業所サービス業では1%台となっている。これは簿価表示なので時価でみれば差は一層大きく開くものと思われる(付属統計表第93表)。

一方、国土庁「土地保有移動調査」により土地購入後4~5年経過した時点での土地の利用状況についてみると、個人、法人ともに未利用となっている割合が十数パーセントとなっており、58年調査以降大きな変化はみられない。しかし、未利用となっている土地の未利用理由についてみると、「当初から利用する意思なし」の割合が、個人は2割前後で推移し大きな変化はみられないのに対し、法人は1割前後から増加傾向を示し、平成元年調査において5割となっている。これは、土地の有利性に対する認識の高まりを背景として企業においてとりあえず土地を取得、保有しておこうという動きが強まっていることを示しているとみられる(第II-45図)。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得、資産及び労働費用の動向と問題点

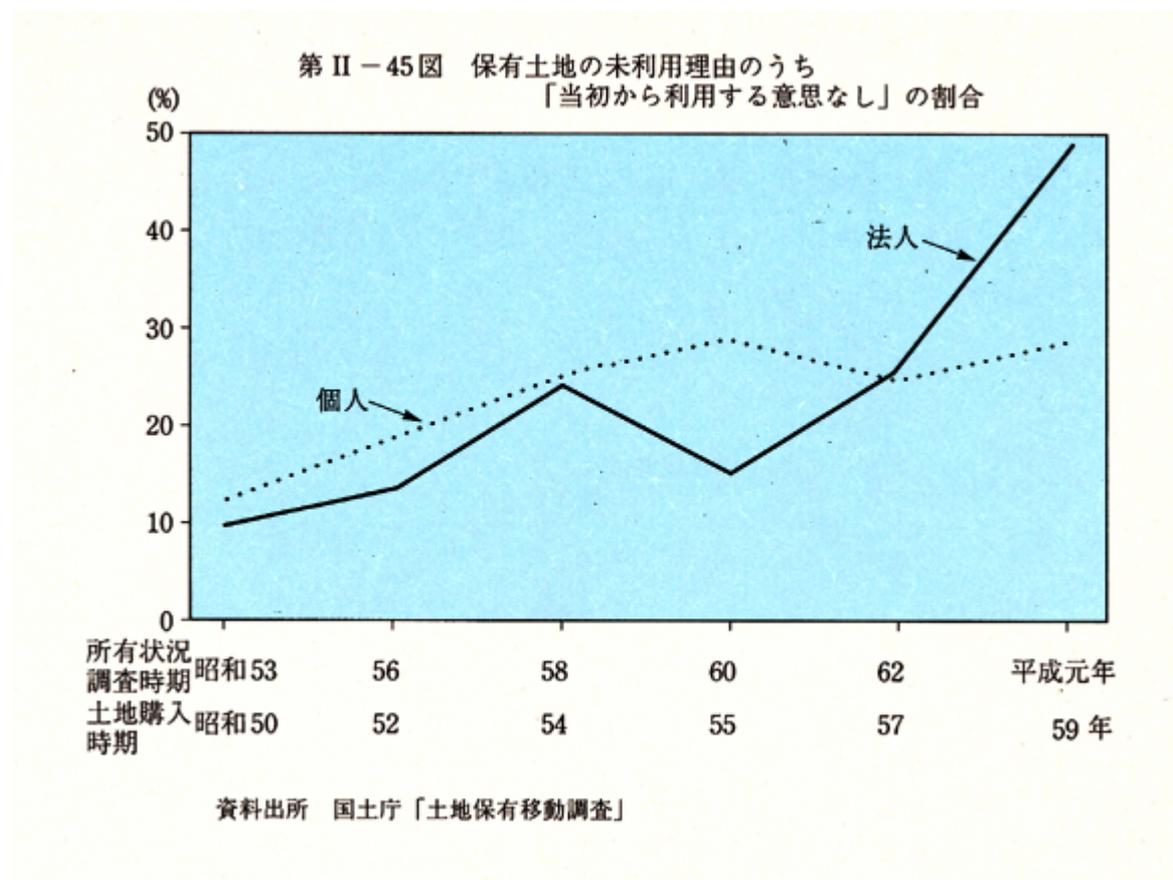
#### (4) 勤労者世帯における資産保有の状況

##### 2) 勤労者世帯における資産格差の拡大

#### (金融資産の増加)

総務庁統計局「貯蓄動向調査」により金融資産の保有額の推移をみると、順調に増加を続けており、元年は全世帯で1世帯平均1,311万円、勤労者世帯で平均995万円となっている。勤労者世帯について貯蓄残高の伸びをみると、近年物価が落ち着いているなかで、昭和59年以降伸びが拡大する傾向にあり、特に62年以降伸びが高く、元年も前年比9.7%増と高い伸びとなった。(付属統計表第94表。なお、ここで元年の伸びは63年と生命保険の分類に損害保険を含んだデータ同士で比較した増加率である。損害保険の額は元年において17万円と大きくはないが、本項において、以下ではデータの制約から、断わりのない限り63年までは損害保険を含まないデータを、元年については含んだものをそれぞれ用いたので、元年の前年比をみる場合には貯蓄残高全体及び生命保険とも注意を要する。)

第II-45図 保有土地の未利用理由のうち「当初から利用する意思なし」の割合

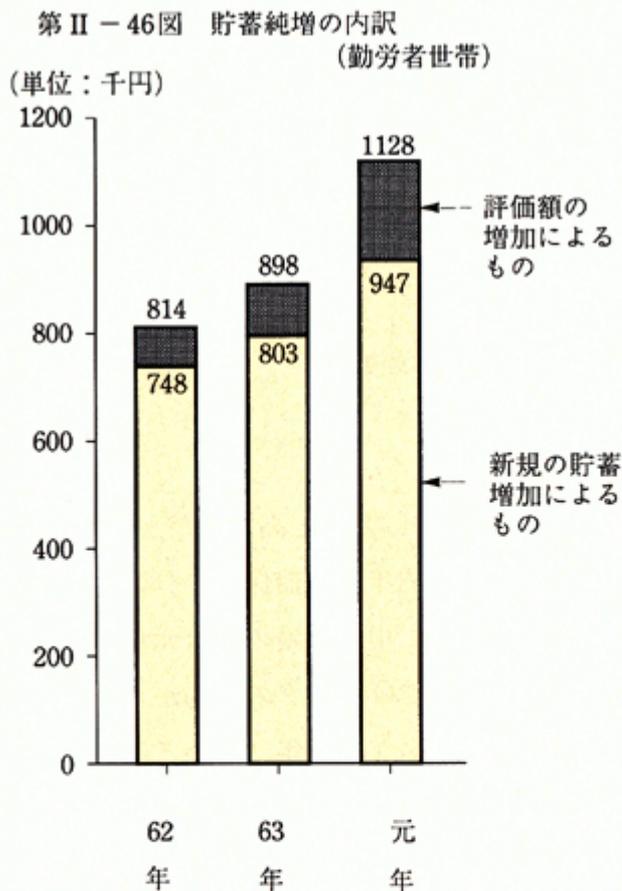


こうした貯蓄残高の増加は、所得の増加や貯蓄率の上昇によりフローの所得から貯蓄に向かったものに加え、株式の時価の上昇のような資産評価の変動によるものがあつたことによる。そこで、「貯蓄動向調査」

における評価額の増加も含む貯蓄残高の純増額全体について、総務庁統計局「家計調査」を用いてこの間の貯蓄の新規増加分と残りの貯蓄評価額の増加分とに分けて試算してみると、貯蓄の伸びの高い近年においても、貯蓄の純増加額は総じて新規の貯蓄によるものの方が多いが、元年には評価額の増加によるものもかなりの増加となっている(第II-46図)。これは、近年における株式価格の上昇による面が高いとみられる。東証株価指数(第1部)の推移をみると、61年、62年に大きく上昇した後63年はやや緩やかな上昇にとどまったが、元年は再び大きな上昇となった(附属統計表第95表)。

しかし、こうした金融資産の堅調な増加の反面で、その分布状況をみると、近年株式価格の動向等を背景として、次のような特徴がみられる。

第II-46図 貯蓄純増の内訳



資料出所 総務庁統計局「貯蓄動向調査」、「家計調査」により労働省労働経済課試算。

- (注) 1) 「新規の貯蓄増加によるもの」は、「家計調査」における金融資産純増額を同調査における実収入に対する貯蓄動向調査における年間収入の比率で調整して求めた。  
2) 「評価額の増加によるもの」は、「貯蓄動向調査」における1世帯あたりの貯蓄の純増減額から1によって求めた「新規の貯蓄増加によるもの」を引いて求めた。

### (金融資産保有における格差の拡大)

金融資産の格差について、第1に指摘できるのは勤労者世帯とそれ以外で格差があり、法人経営者世帯との間で格差が拡大していることである。「貯蓄動向調査」によって世帯主の職業別に世帯の貯蓄残高の動向をみると、貯蓄残高が最も少ないのは勤労者世帯で、最も貯蓄残高の大きい法人経営者との間には3~4倍もの格差がある。特に元年には、勤労者世帯の貯蓄残高を100とすると、法人経営者世帯の貯蓄は447.6と

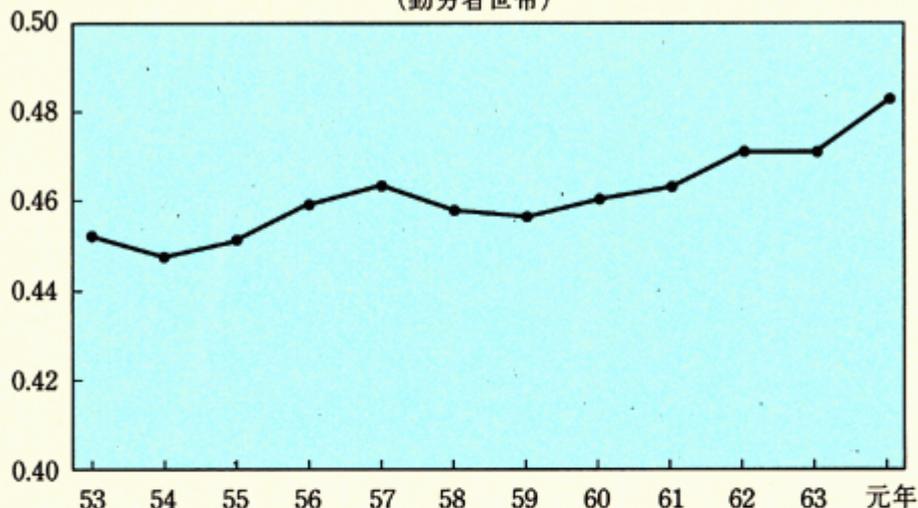
なっており、格差は大幅に拡大している(付属統計表第96表)。法人経営者世帯との貯蓄残高の格差は、年収間格差(同193.7)よりかなり大きくなっている。また、格差の内訳をみるために、勤労者世帯と法人経営者世帯について59年から元年にかけての貯蓄残高の増加を貯蓄の内訳別にそれぞれの寄与をみると、勤労者世帯では53.3%増加したもののうち、生命保険が20.0%、有価証券が17.2%、定期性預金が10.5%となっているのに対し、法人経営者世帯ではこの期間に144.6%増加しているが、このうち有価証券が118.4%とほとんどを占めており、これが格差を拡大させていることがうかがえる(付属統計表第97表)。

第2に、勤労者世帯間における格差についてである。貯蓄残高の分位数に基づいて試算したジニ係数によって、勤労者世帯全体の貯蓄の分布状況の変化をみた。ジニ係数は62年にやや高まった後、63年は若干低下したものの元年には再びやや上昇した(第II-47図)。

こうした動きの背景をみるために、まず貯蓄残高階級別に、59年から元年にかけての5年間の貯蓄残高の増加率を比較することとする。これによると、貯蓄残高第I四分位階級ではこの間に48.5%増、第IV四分位階級は54.2%増といずれもかなりの増加となったが、貯蓄残高の多い方でより高い伸び率となっている。この増加を貯蓄の内訳別寄与度でみると、第I四分位階級では生命保険が27.7%を占め最も多く、次いで定期性預金が11.2%となっている。一方、第IV四分位階級では有価証券が20.0%を占めて最も多く、次いで生命保険が18.5%となっており、貯蓄残高の多いものほど高金利商品などでの資産運用が多いものと思われる(第II-48図)。この点について、日本銀行「貯蓄に関する世論調査」によって所得階級別に貯蓄が増加した理由(複数回答)をみると、どの階級でも所得の増加によるよとするものが最も多く、次いで貯蓄に回す割合を高めたとするものとなっているが、高所得階級ではこの両者の割合は相対的に小さく、これに次いで株式価格の増加とするものが多くしかもかなりの割合を占めるなど、低所得者で配当・利子が第3位になっているのと対照的となっている(付属統計表第98表)。このように、所得の多い者ほどこうした貯蓄対象の範囲が広く、それが貯蓄残高の格差の拡大の一因になったものと思われる。

#### 第II-47図 貯蓄残高のジニ係数

第II-47図 貯蓄残高のジニ係数  
(勤労者世帯)

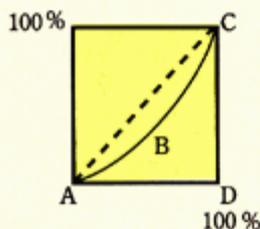


資料出所 総務庁統計局「貯蓄動向調査」により労働省労働経済課試算。

(注) 試算方法は以下の通り。

1. まず、同調査における貯蓄残高分位数（第1十分位数、第1四分位数、中位数、第3四分位数、第9十分位数）に基づき、それに挟まれる区間に属する者については、すべて両分位数の平均額の貯蓄額を保有するものとした。ただし、第1十分位階級に属する者の貯蓄残高については、第1十分位数の半分とし、また第10十分位階級については、こうして得られる第9十分位階級までの貯蓄の累計額を、総貯蓄残高から差し引いた。最後に、貯蓄残高がゼロの世帯について調整を行った。

2. 以上の結果に基づいてローレンツ曲線を推計し、ジニ係数を求めた。なお、ローレンツ曲線とは下図のように横軸に貯蓄残高の低いものから高いものへと世帯の累積百分率をとり縦軸にはこれらの世帯の貯蓄残高の累積百分率をとって、これを連続的に結んだものである。ジニ係数は

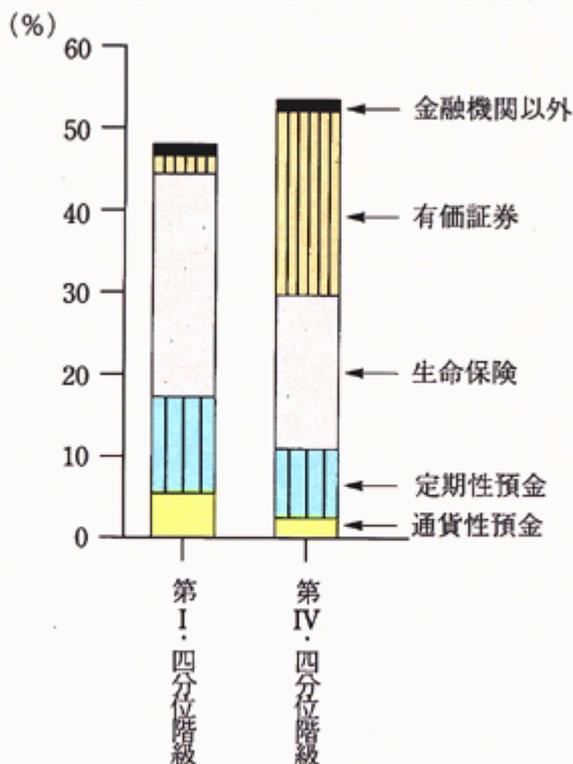


$$\frac{\text{半月形 ABC}}{\triangle \text{ADC}}$$

により定義される。

第II-48図 貯蓄残高分位階級別貯蓄残高の内訳別増加寄与度

第II-48図 貯蓄残高分位階級別貯蓄残高の内訳別増加寄与度  
(勤労者世帯、昭和59年から平成元年までの増加率)



資料出所 総務庁統計局「貯蓄動向調査」により  
労働省労働経済課試算。  
(注) 貯蓄残高がゼロの世帯を除く  
世帯全体における四分位数に  
基づいて試算した。

第3に、勤労者世帯について同一所得階級の中をみると、貯蓄残高の格差は近年総じて拡大傾向にあることである。所得五分位階級別に、貯蓄残高の分位数に基づいてのジニ係数を試算すると、60年前後から総じて上昇傾向となっており、元年の水準を59年と比較すると、第II、第III及び第V五分位階級で大きく上昇している(付属統計表第99表)。こうした背景をみるために、所得第II及び第III五分位階級について貯蓄残高分位別に貯蓄の増加をみると、いずれの所得階級においても、第IX十分位数は第I十分位数に比べ貯蓄は大幅に増加している。また、その増加幅はそれぞれの所得階級の所得の増加額と比べて、極めて大きくなっている。このように、所得水準が相対的に低い所得第II及び第III五分位階級の者でも、貯蓄残高の高い層では貯蓄が大幅に増加した(付属統計表第100表)。

第4に、貯蓄残高を世帯主の勤務先企業の規模別にみると、企業規模間格差は総じて緩やかながらも拡大傾向にある。貯蓄残高の大きさは勤務先の企業規模が大きいほど大きいのが、1,000人以上規模を100としたときの規模間格差は、60年以降62年まで緩やかながらも拡大傾向で推移し、63年は縮小したものの、元年は再び格差は拡大した。この結果、元年は1~99人規模は60.3、100~999人規模は78.5となったものの、なお60年以前と比べると格差は大きくなっている。こうした格差拡大の背景を、世帯主が1~99人規模の企業に勤める世帯の保有する貯蓄残高の1,000人以上の企業に勤める世帯の貯蓄残高に対する格差について貯蓄の内訳別にみると、有価証券で格差が最も大きく、元年では1,000人以上の企業に勤める世帯の保有額の42.9%となっており、それ以外ではほぼ70~80%程度となっている。有価証券以外については、いずれにおいても57年以降傾向的に格差が拡大傾向にあり、これが格差拡大に寄与したと思われるが、有価証券については年によって変動があるものの、63年、元年と格差が縮小しており、62年以降貯蓄全体の格差がそれ以前に比べ、やや縮小したことに寄与した(第II-49図)。

(実物資産保有における格差の拡大)

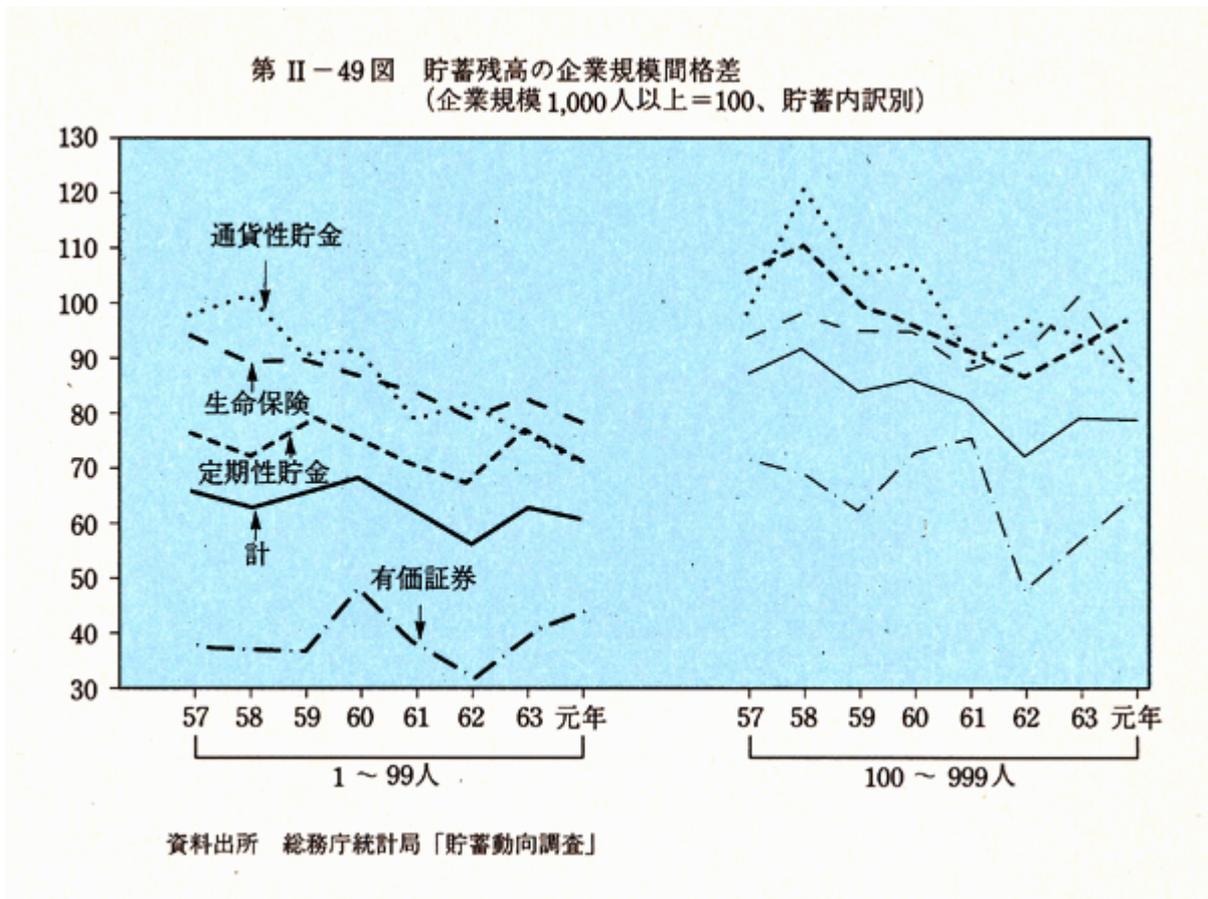
次に、勤労者世帯の実物資産保有における格差の実態についてみてみよう。

実物資産としては土地の比重が高いと考えられるため、ここでは宅地(持家の敷地)について公示地価によ

り評価したものの分布をみることにする。なお、借家世帯については所有する土地資産はゼロとした。

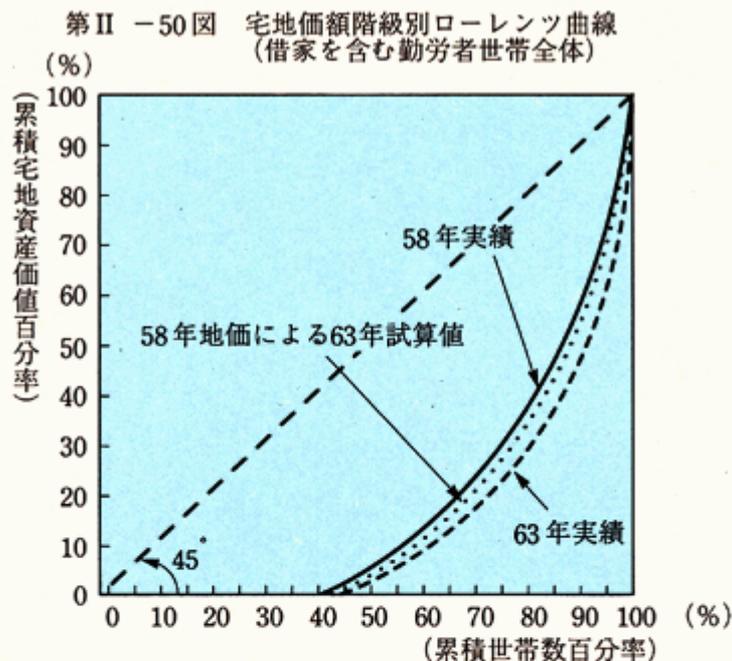
いま、勤労者世帯全体の宅地の資産価値についてローレンツ曲線を描いてみると、58年から63年にかけて分布における格差は拡大している(第II-50図)。このうち、一部は借家世帯の割合が増加(曲線のX軸切片にみられるように、全世帯の43.5%から44.5%へ増加)したことによるものであるが、この期間における地価上昇率の地域間格差を反映して、持家世帯間においても宅地の資産価値の格差が大きく拡大したことによる面も大きい。仮に地価が58年と変わらなかったとして、上記のローレンツ曲線を描いてみると、58年の曲線にかなり近づく。また、持家を持つ勤労者世帯について同様にローレンツ曲線を描き、それに基づいてジニ係数を試算してみると、58年から63年にかけて0.36から0.45へとジニ係数は増加しているが、仮に58年の地価を用いて63年のジニ係数を試算することとすると、0.35と58年とほとんど変わらない結果を得る。このように、持家世帯間における宅地の資産価値の格差拡大については、ほとんどこの間の地価上昇の地域間格差によることが分かる。

第II-49図 貯蓄残高の企業規模間格差



さらに、以上と同様の方法によって世帯主の年齢別にジニ係数を試算してみると、借家世帯を含む全体では、若年層ほど借家世帯が多いことからジニ係数平成2年版労働経済の分析が高い構造となっているなかで、58年から63年にかけていずれの年齢階級でも格差が拡大している。格差拡大の要因をみるために、地価が58年と変わらなかったとした場合の63年のジニ係数を58年と63年のジニ係数(実績値)と比較すると、中高年層では格差拡大はほとんど地価上昇によるのに対し、35歳未満の若年層ではむしろ持家率低下の効果の方が大きい。これは、この期間における借家世帯を含む世帯全体における格差の拡大は、若年層においては持家世帯間における格差拡大よりも、後でみるような持家でない世帯の増加による面の方が大きいことを示している(第II-51図)。

第II-50図 宅地価額階級別ローレンツ曲線



資料出所 総務庁統計局「住宅統計調査」特別集計、国土庁「地価公示」により  
労働省労働経済課試算。

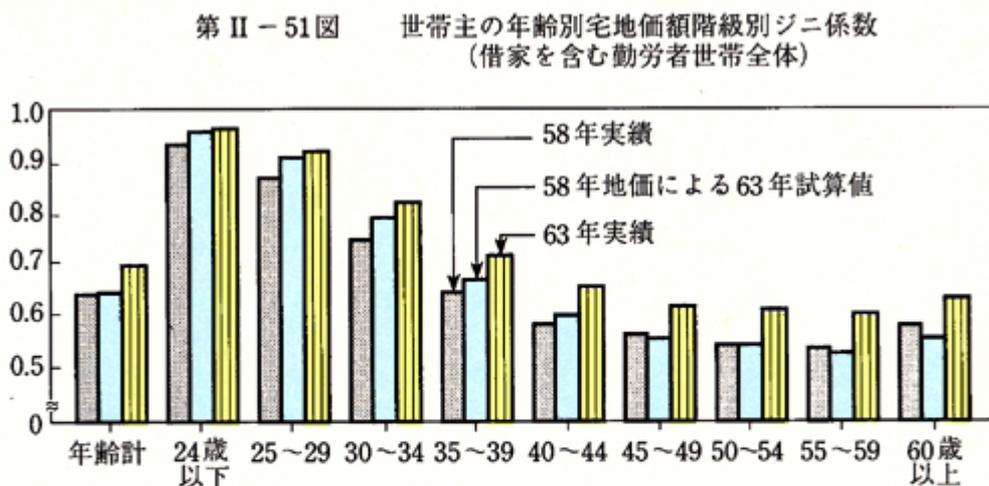
(注) 1) 宅地資産価値は、「住宅統計調査」における11区分の敷地面積の平均値を都道府県ごとに求め、それに当該都道府県の住宅地公示地価を乗じて求めた。

2) 58年、63年の都道府県住宅地公示価格は、それぞれ59年1月1日、64年1月1日のものである。

3) 同居世帯を除く世帯全体について、一戸建てまたは長屋建持家の世帯を持家世帯とし、それ以外を借家世帯（持家である共同住宅に居住する世帯を含む）とした。

4) 借家世帯は宅地資産を所有しないものと仮定して試算した。

第II-51図 世帯主の年齢別宅地価額階級別ジニ係数



資料出所 総務庁統計局「住宅統計調査」特別集計、国土庁「地価公示」により  
労働省労働経済課試算。

(注) 第II-50図の試算方法に基づきローレンツ曲線を作成し、その定義によりジニ係数を試算した。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第II部 勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題

### 2 勤労者の所得、資産及び労働費用の動向と問題点

#### (4) 勤労者世帯における資産保有の状況

##### 3) 住宅取得の困難化とその勤労者家計への影響

(諸外国と比較して狭い我が国の住宅)

以上みたように、近年地価上昇等を背景として、勤労者世帯間における実物資産保有の格差が拡大している。また、持家率は近年やや低下するとともに、住宅取得のための負担も高まっている。その実態は以下に詳しくみるとおりであるが、それに先立つて我が国の住宅の現状を欧米各国との比較のなかで簡単に概観しておこう。なお、国によってデータの調査年が古いこともあり、必ずしも同一時点での厳密な比較にはなっていない。

まず、住宅の居住水準を表す指標として住宅の広さがある。我が国の世帯人員一人当たりの床面積の推移をみると、58年の25.69m<sup>2</sup>から63年には27.45m<sup>2</sup>へと着実に広がっている。しかし、欧米基準(内のり換算)に照らして国際比較をすると、我が国の世帯人員一人当たり床面積(1988年で約25m<sup>2</sup>)はおおよそアメリカの半分以下、西欧3国よりやや狭い水準となっている。これは、住宅の床面積そのものがやや狭いことにもよるが、世帯人員が欧米に比べてやや多いことなどにもよる(付属統計表第101表)。

また、持家住宅率(住宅全体に占める持家の割合)を欧米諸国と比較すると、我が国は61.3%(1988年)であるが、この水準は西ドイツやフランスなど大陸諸国よりは高く、アメリカ、イギリスに近いものとなっている。したがって、我が国の持家住宅率の水準は欧米諸国と比べて特に低いものではないといえよう(付属統計表第102表)。

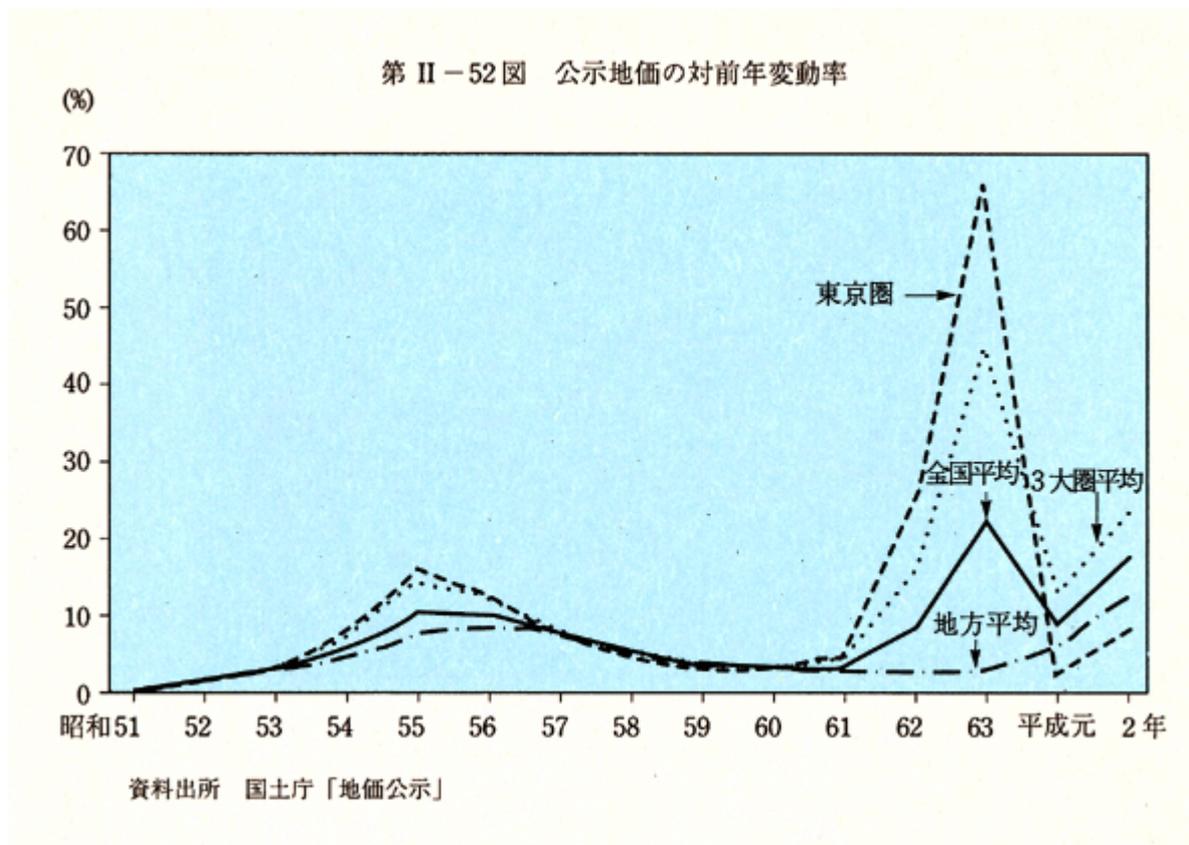
なお、我が国の住宅の広さや持家住宅率には地域別にかかなりの差がある。世帯人員一人当たりの床面積は、京浜大都市圏では23.28m<sup>2</sup>(63年)で、全国平均を更に下回っている。また、持家住宅率も京浜大都市圏では勤労者世帯で51.9%と全国平均を約10%ポイント下回っている。

(地価の上昇と建築費用の上昇)

地価の推移をみると、昭和60年代に入って著しい上昇がみられた。国土庁「地価公示」によって住宅地の公示地価(各年1月1日現在)について増減率の推移をみると、昭和55年、56年に全国平均でそれぞれ前年比12.3%増、11.4%増と大幅な増加を示した後しばらく安定していたが、62年の7.6%増から63年には25.0%増と大幅な上昇となった。元年は7.9%増とやや落ち着いたものの、2年は再び17.0%増と伸びが高まった。これを地域別にみると、特に東京圏で62年に21.5%増の後、63年には68.6%増と大幅な上昇となった。これに伴い、他の大都市圏にも地価上昇が波及したほか、その周辺地域など全国的にも地価の上昇が広まった。元年地価公示でみると東京圏を中心に伸びが一旦鈍化したのが、大阪圏、名古屋圏では地価上昇が続き、2年地価公示では地価上昇が地方都市にも拡大している(第II-52図)。

こうした地価上昇に伴い、住宅取得費用が急速な増加を示している。建設省「民間住宅建設資金実態調査」により住宅取得費用の額をみると、63年度中に建築された住宅で一戸建て持家の建築(以下では土地を併せて購入する持家建築のみを対象とする)の場合には平均3,553万円、分譲住宅購入の場合で3,670万円となっており、60年以降いずれも急速に増加している。なお、分譲住宅の方が一戸建て持家よりも高いのは、地域別にみて分譲住宅では取得費用の水準の高い東京圏の比率が35.1%と高いためである。住宅取得費用を地域別にみると、大都市ほど建築費の水準及びその伸び率のいずれも高く、特に東京圏では住宅取得費用が一戸建て持家で5,935万円、分譲住宅で4,978万円と高くなっている(第II-53図、付属統計表第103表)。

第II-52図 公示地価の対前年変動率



こうした住宅価格の水準について、その年収に対する比率を欧米主要先進国と比較すると、一戸建て持家建築の場合で我が国では全国平均では年収の約5.7倍程度、東京圏では8.7倍程度となっているのに対し、アメリカで3.4倍程度などとなっており、我が国の住宅価格が所得との関係でみてかなり高いことが分かる(付属統計表第104表)。

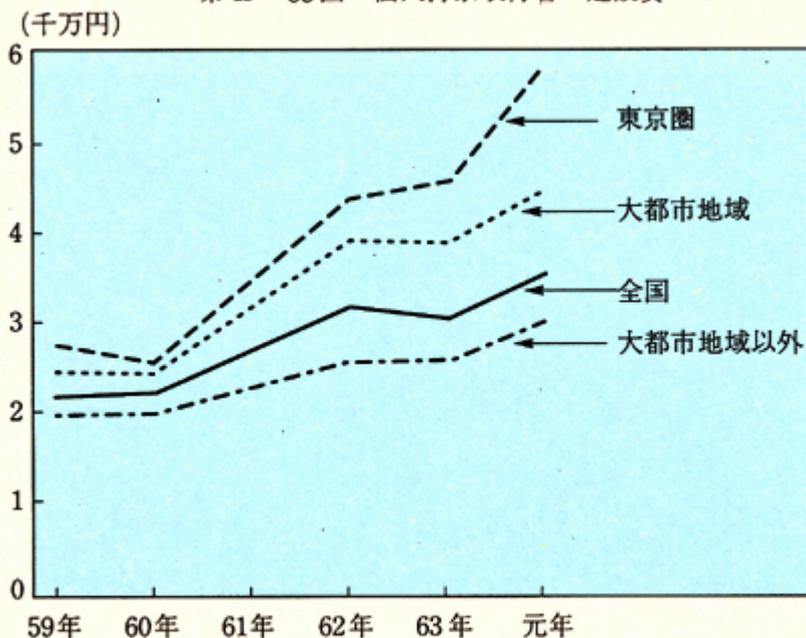
(持家率の低下)

住宅取得費用の上昇に伴い、勤労者世帯の住宅取得の実態については、1)持家率の低下、2)住宅購入資金に占める不動産売却益の増加、3)住宅の遠隔化等の変化がみられた。これらについて、以下順に詳しくみていこう。

まず、総務庁統計局「住宅統計調査」により5年おきの持家世帯率(単身の下宿人、間借り人等を除く世帯全体(普通世帯)のうち持家世帯の割合)の推移を長期的にみると、48年以来上昇を続けてきたが、58年から63年にかけて62.0から61.1%に低下した。世帯主が雇用者である世帯についても、57.9%から57.3%に低下した。総務庁統計局「貯蓄動向調査」によって世帯主の職業別に持家率を比較すると、勤労者世帯で最も低く元年では63.2%となっているのに対し、法人経営者世帯では84.7%、個人経営者世帯では87.6%と高い。勤労者世帯について持家率の推移をみると、61年の66.0%をピークとして62年、63年にはそれぞれ65.1%、62.4%と低下した。なお、元年は63.2%とやや上昇したものの、62年の水準をなお下回っている(第II-54図)。

第II-53図 個人持家取得者の建設費

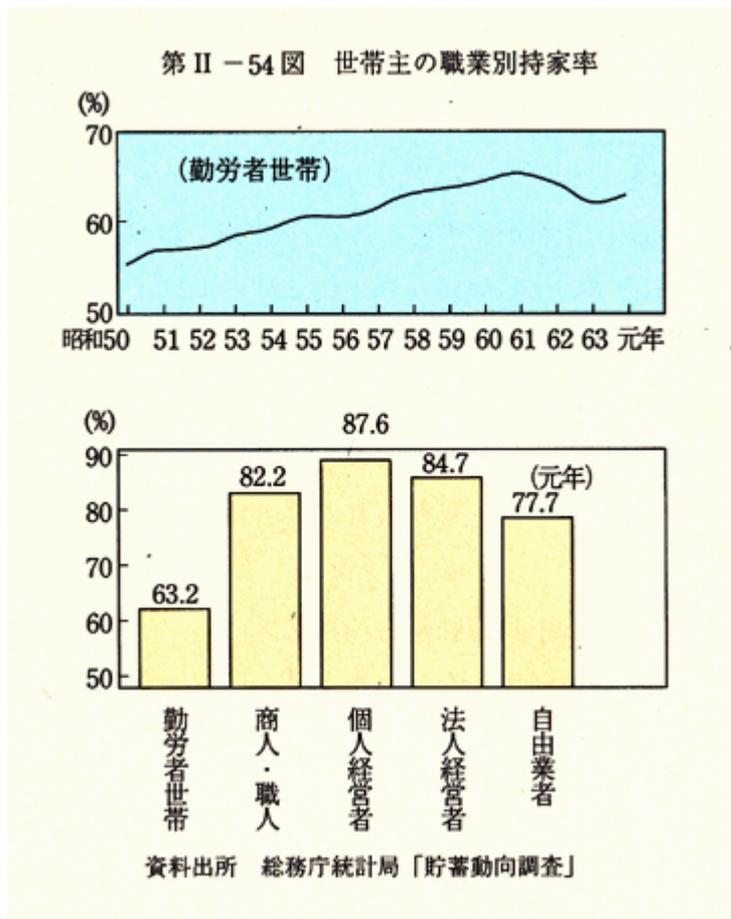
第II-53図 個人持家取得者の建設費



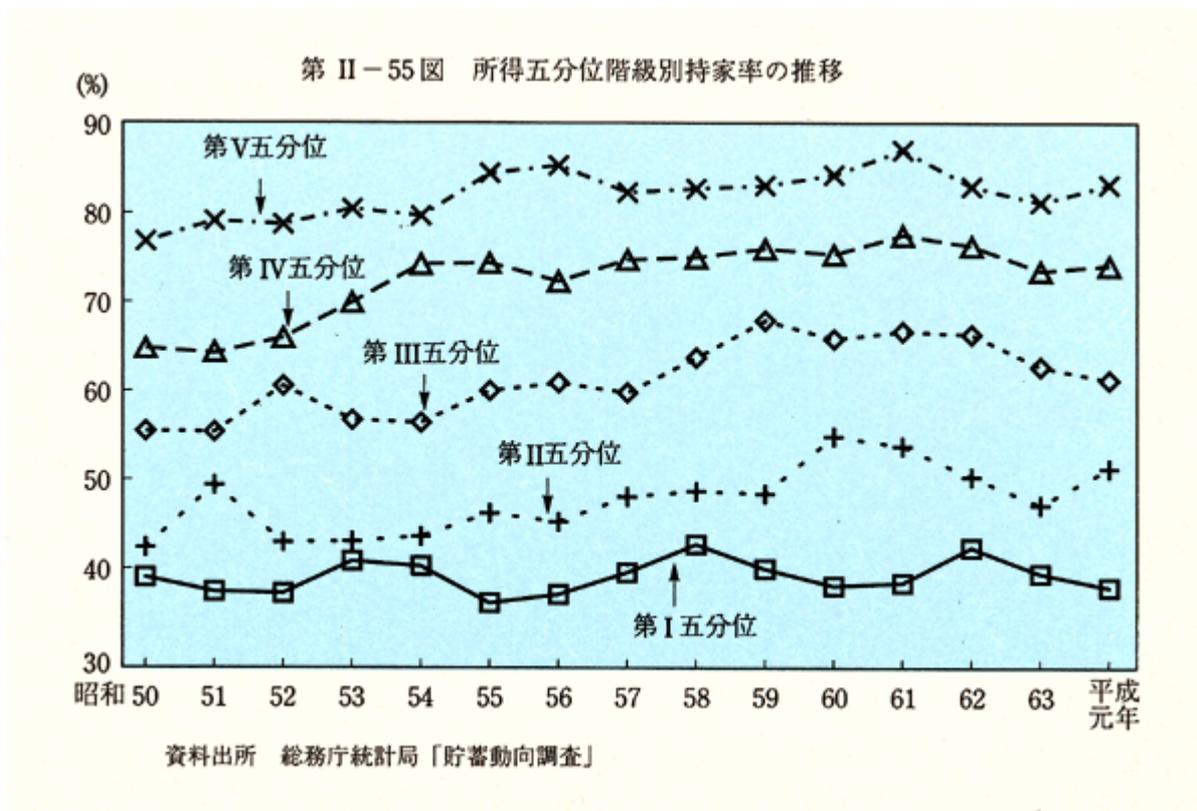
資料出所 建設省「民間住宅建設資金実態調査」  
 (注) 原調査においては、東京圏は「南関東大都市」とされている。  
 その定義域は 都1 県3(東京、埼玉、千葉、神奈川)となっている。  
 以下同様。

こうした近年における持家率の低下傾向の特徴をみると、まず第1に所得水準のいかに問わず低下の傾向がみられることが指摘できる。「貯蓄動向調査」によって、勤労者世帯について持家率の動きを年間収入階級別にみると、所得の高い階級ほど持家率は高くなっているが、62年、63年はおおむねどの収入階級でも低下している。なお元年は、所得第II、IV、V五分位階級で持家率がやや上昇したが、これらの階級でも61年の水準を下回っている(第II-55図)。

第II-54図 世帯主の職業別持家率



第II-55図 所得五分位階級別持家率の推移



第2に注目されるのは、若年層で持家率がより大きく低下したことである。「住宅統計調査」によって、58年から63年にかけての勤労者世帯の持家率の動きを年齢別にみると、60歳以上層を除いていずれも低下となったが、20歳台で19.6%から13.7%、30歳前半層で43.3%から36.3%へと大幅に低下したほか、30歳台後半層でも58.0%から54.7%へとかなりの低下となるなど、特に30歳台までの若年層で低下幅が大きかった。

た。これは、ライフサイクル的にみて住宅取得を行う者の割合が多い30歳台を中心に、地価、住宅価格の上昇により取得が困難になっていることや、利便性を重視して当面借家に居住する世帯がみられるようになってきたこと等の影響が現れたことによるものと考えられる(付属統計表第105表)。

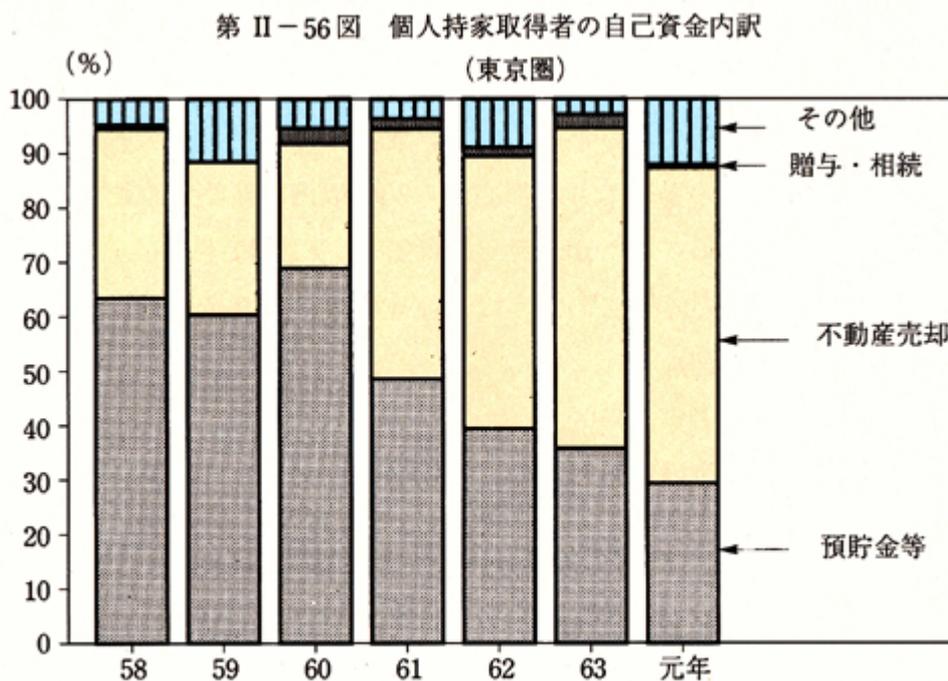
(住宅購入資金に占める不動産売却益の増加)

次に、地価と住宅購入費用の上昇が資金調達にもたらした構造変化の実態をみよう。なお、ここではデータは建設省「民間住宅建設資金実態調査」を用いることとするが、その制約から勤労者世帯を含む世帯全体についてみることにする。

最近における大きな特徴として、61年以降自己資金率が大都市を中心に急速なテンポで上昇していることが挙げられる。これは特に、個人持家建築の場合において顕著であるが、分譲住宅購入の場合でも大都市、なかでも東京圏では61年以降自己資金率は高い水準で推移している(付属統計表第106表)(付属統計表第107表)。こうした自己資金率の上昇は、主として不動産売却益の増加による。不動産売却益は、個人持家建築では顕著な増加となっており、特に東京圏では63年度中に建築された住宅でその資金全体の58.8%を占めているほか、分譲住宅購入の場合にも、大都市ではこのところ増加しており、東京圏では同じく50.5%と多くの割合を占めている(第II-56図、付属統計表第108表、109表)。

一方、近年の持家建設には建替え建築分がかなり含まれている。「住宅統計調査」によって勤労者世帯について、過去5年以内に建築された持家全体に占める建替えの割合をみると、全体の約4分の1程度となっているなかで、58年から63年にかけて21.4%から24.4%へ割合が高まった。特に、京浜大都市圏では建替え住宅の占める割合は18.9%から24.5%へとかなり高まった(付属統計表第110表)。

第II-56図 個人持家取得者の自己資金内約



資料出所 建設省「民間住宅建設資金実態調査」

(新築住宅の遠隔化)

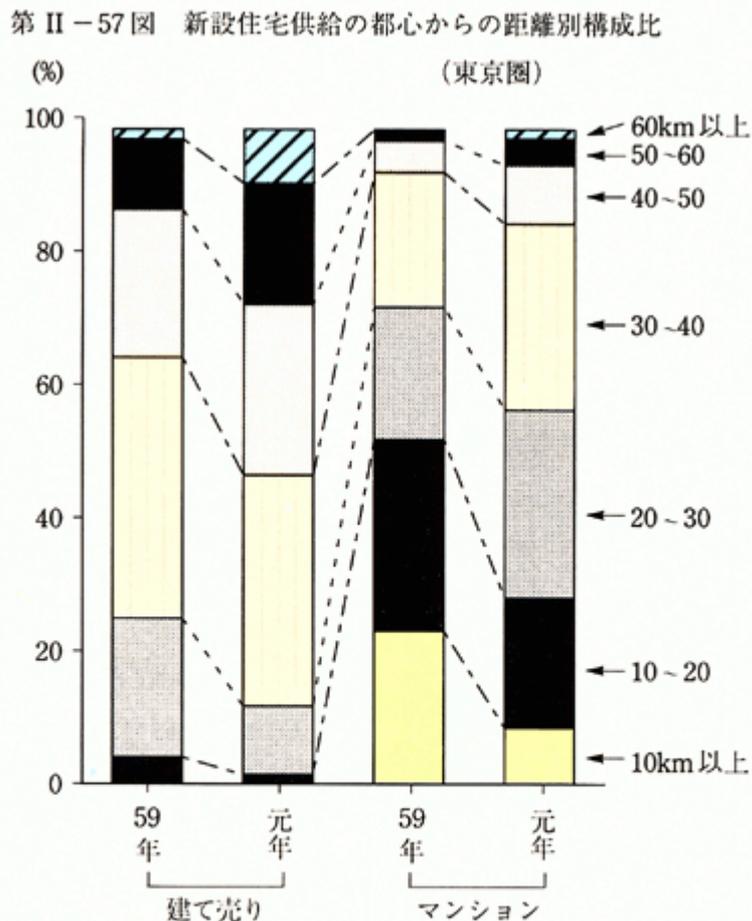
さらに、東京圏では地価の上昇に伴い、都心からより遠く離れた郊外に持家を取得する者が増加している。総務庁統計局「国勢調査」(60年)によって、東京都区部を従業地とする者の常住地をみると、都区部とする者が全体の61.0%(408万人)、都区部以外の東京都市町村部が7.5%(50万人)、東京都以外の地域31.5%(210

万人)となっている。50年から60年にかけての増減をみると、東京都区部を従業地とする者は9.2%増加しているが、そのうち都区部を常住地とする者は0.2%減少している。これに対して、都下通勤者は18.0%増、都外通勤者は、50年と60年の集計対象者の範囲が異なり厳密な比較はできないが、おおむね30%程度の増加となっている。このように、この10年間には遠距離からの通勤者が増加している。また、東京圏について、最近の新設住宅の供給の状況を(社)都市開発協会「住宅価格と平均的勤労者の所得について」によってみると、59年に都心(ここでは東京駅)から50km以上離れた地域に建築された一戸建の住宅の割合は全体の34.5%であったのに対し、元年には53.2%へ大幅に増加した。また同じくマンションの場合でも、都心から20km以内に新築された住宅や割合は59年には51.9%を占めていたが、元年には27.9%にほぼ半減し、遠い地域の住宅の割合が高まっている。このように、住宅建築はより遠隔地に移っていく傾向にある(第II-57図)。

(住居関連費用と勤労者家計)

これまでにみた住宅取得費用の上昇は、勤労者世帯の家計にどのような影響をもたらしているか。以下では、住宅ローン返済等住居関連費の家計における負担の大きさについて、いくつかの点からみていこう。

第II-57図 新設住宅供給の都心からの距離別構成比

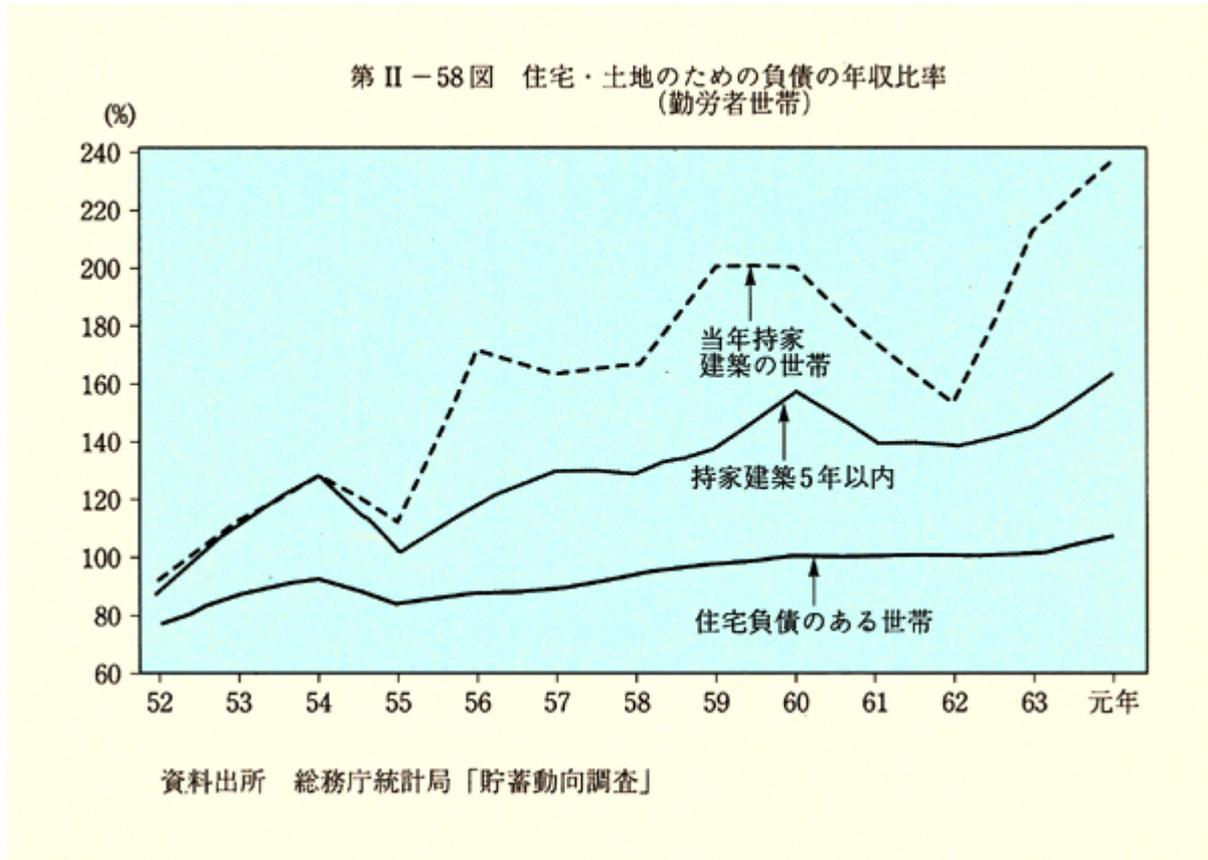


資料出所 (社)都市開発協会「住宅価格と平均的勤労者の所得について」  
 (注) 東京駅からの距離である。

まず第1に、住宅取得のための経済的負担は、近年の地価、住宅購入費用の上昇によって急速に高まっている。「貯蓄動向調査」によって、住宅取得のための負債残高の年収比の推移を住宅、土地のための負債のある勤労者世帯及び持家のある勤労者世帯についてみると、50年代後半以降緩やかに上昇傾向にある。特に住宅を調査各年に新築した持家世帯についてみると、住宅、土地のための負債の年収比は50年代を通じて急

速に上昇した後、60年代に入って一時やや低下したが、63年、元年と地価上昇の影響等を反映して負債額が大幅に増加し、元年には1,401万円と年収(同590万円)の2.4倍となるなど再び急速に上昇している(第II-58図)。またこれを世帯主の年齢別にみるために、調査各年において住宅建築後5年以内の世帯について住宅、土地のための負債の年収比をみると、59年から元年にかけて50歳台前半を除きどの年齢でも上昇した(付属統計表第111表)。

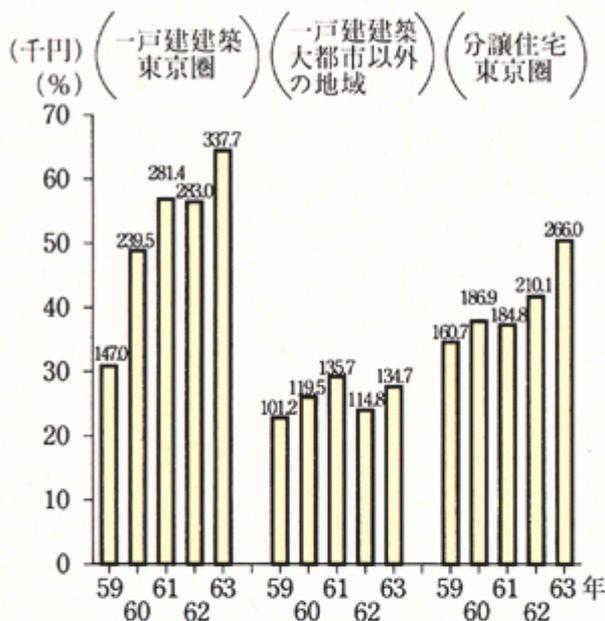
第II-58図 住宅、土地のための負債の年収比率



ここで、近年における住宅取得費用の上昇が家計の住宅ローン返済に与える影響に関して、ひとつのモデル試算を行った。これは、59年以降の各年において63年と同じ広さの住宅を購入し、平均的な勤労者世帯が保有する貯蓄残高を原資として、残りを住宅金融公庫、年金還元融資及び民間金融機関から借り入れたケースを想定し、その場合の返済額を推計したものである(第II-59図)。みられるように東京圏においては、近年ではローン返済額は一戸建て持家建築の場合で可処分所得のほぼ60%強、分譲住宅購入の場合でほぼ半分に匹敵する大きさとなる。これに対し、大都市以外の地域では、一戸建て持家建築の場合でも東京圏のほぼ3分の1強となる。以上の試算結果は、それぞれ試算に用いた平均的な貯蓄残高を自己資金としている限り、特に東京圏においては新規の住宅購入は難しくなっていることを示唆しているものと考えられる。

第II-59図 住宅ローンの返済額及び可処分所得に対する比率

第II-59図 住宅ローンの返済額及び  
可処分所得に対する比率



資料出所 建設省「民間住宅建設資金実態調査」、  
総務庁統計局「貯蓄動向調査」、「家計  
調査」等により労働省労働経済課試算。

(注) 1) 試算の前提は、概略以下の通りである。

- ①一戸建建築の土地・住宅価格については、敷地面積及び床面積が、63年度の実績値（「民間住宅建設資金実態調査」）に、すべて一致するように調整した。
- ②分譲住宅の価格については、土地と住宅に区分できないため、原数値（「民間住宅建設資金実態調査」）を用いた。
- ③頭金の額については、「貯蓄動向調査」における地域別の平均貯蓄残高を用いることとした。
- ④住宅ローンの借入れ方は、住宅金融公庫及び年金融資から各年における貸付限度を借り、残りを民間金融機関（都市銀行の住宅ローン）から借り入れることとした。金利は各年末時点のものを用いた。

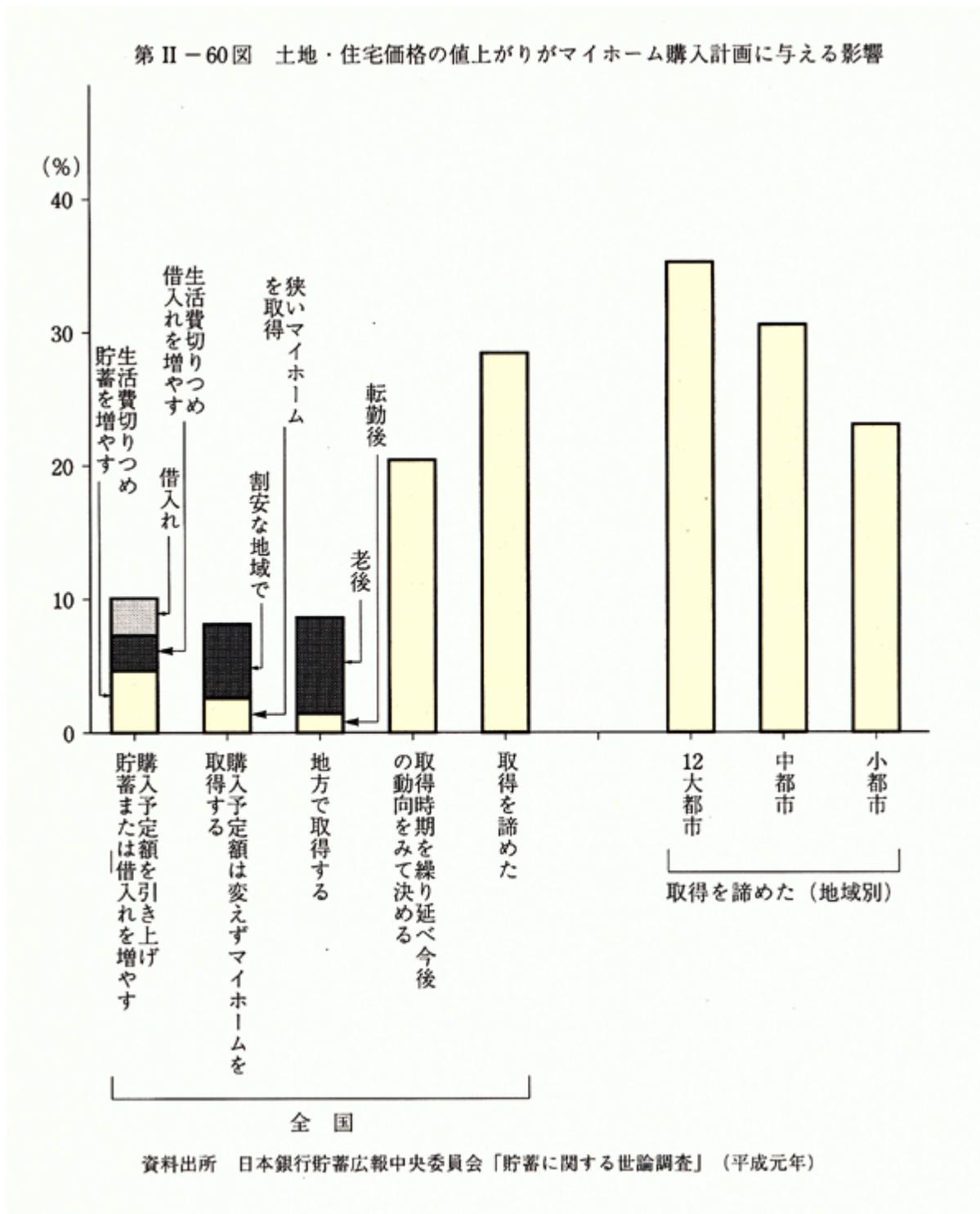
2) 図中の棒グラフの上段の値は、住宅ローン年返済額（推計値、単位一千円）である。また、図中の棒グラフの大きさは、各年における可処分所得に対する当該年返済額の比率である。

このような住宅取得費用の上昇の結果、多くの借家世帯ではマイホーム購入計画を事前に断念している。日本銀行貯蓄広報中央委員会「貯蓄に関する世論調査」（平成元年）によって、借家世帯について近年の土地、住宅価格の値上がりマイホーム購入計画にどのような影響をしたかをみると、「取得を諦めた」とするものが最も多く全体の28.3%を占めており、地域別には大都市ほど割合が高くなっている。次いで、「取得時期を繰り延べ今後の動向をみて決める」が20.3%となっている(第II-60図)。同調査によって、世帯主の年齢階級別に最も重点をおいている貯蓄目的をみると、「マイホーム(土地を含む)の取得または増改築などのため」とするものは、従来20歳台や30歳台を中心に多かったが、いずれの年齢層でも傾向的に減少してきており、特に30歳台では50年代末以降大幅に低下した。これは、所得の増加によって貯蓄の目的が多様化している面があるため、必ずしも住宅取得を諦める動きを裏付けるものとはいきれない面もあるが、住宅取得をする者が増加する30歳台で最も重点をおいている目的としての割合が大きく低下したことは、これと関連が少なくないと考えられる(前掲第II-36図)。また、同調査によって、同じく借家世帯について住宅取得年齢別の取得計画をみると、一定年齢までに取得を計画している者は半数に満たず、20歳台においては当面または将来とも計画のない者の割合が61年以降増加傾向となっているほか、30歳台では親からの相続とする者が増えている(付属統計表第112表)。

第2に、勤労者世帯の家計支出の面においても、地価、住宅購入費用の上昇のなかで基礎的支出に占める住居関連費の割合が高まっている。なお、ここでは持家、ローン返済世帯及び地域別の住居関連費には、いずれも

住居費(ここには家賃地代や設備修繕費等が含まれる)に土地家屋借金返済額を加えて算定した。また,基礎的支出に含まれる費目区分については,「昭和62年労働経済の分析」(昭和63年版労働白書)にならって,食料,住居,光熱・水道・家具・家事用品,被服及び履物の各費目とした。

第II-60図 土地・住宅価格の値上がりがマイホーム購入計画に与える影響



まず地域別にみると,住居関連費が基礎的支出に占める割合はいずれの地域でも上昇しているが,55年から元年にかけて全国で18.1%から22.8%に上昇したのに対し,京浜大都市圏では21.7%から29.6%へ大幅に上昇しており,割合も高くなっている。

次に,住宅の所有関係別にみると,住居関連費の基礎的支出全体に占める割合は55年から元年にかけていずれの世帯でも高まったが,その割合が最も高いのは民営借家で,20.4%から26.2%と高まった。持家世帯についてみると全体では住居関連費の占める割合は低いものの,住宅ローン返済世帯に限ってみると32.8%

から35.8%へと上昇して、民営借家を上回る割合となっている。一方、給与住宅では14.3%から17.1%へ上昇したものの、基礎的支出に占める住居関連費の割合はかなり低い。

ここで、土地家屋借金純減額(土地家屋借金返済額から土地借入金を控除したもの)を除く黒字額の可処分所得に対する割合(黒字率)をみると、京浜大都市圏では55年から元年にかけてやや低下した。また、住宅ローン返済世帯でもほとんど上昇しなかった。こうした土地家屋借金純減額を除く黒字率の動きは、全国平均でみて55年から元年にかけて上昇し、また住宅の所有関係別にみても住宅ローン返済世帯以外のいずれの世帯でも上昇している動きと比べると、特異なものとなっている。このことは、ただちに土地家屋借金返済等住居関連費がその原因と考えることはできないものの、京浜大都市圏や住宅ローン返済世帯において住居関連費が家計の上で大きな負担となっていることを予想させるものといえよう(付属統計表第113表)。

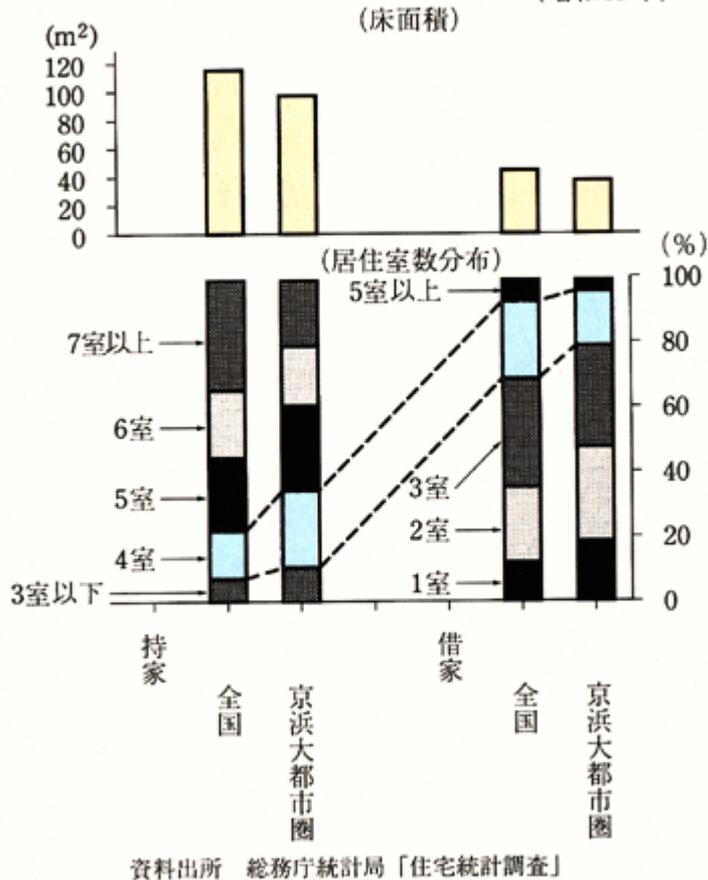
### (狭い借家)

次に、借家世帯における問題についてみてみよう。借家については、住居の広さの上で問題がある。「住宅統計調査」(63年)によって住宅の延べ面積をみると、持家では116.78m<sup>2</sup>であるのに対し、借家では44.27m<sup>2</sup>となっている。さらに京浜大都市圏では全国より狭く、それぞれ97.21m<sup>2</sup>、37.98m<sup>2</sup>となっている。これを、世帯人員一人当たりの延べ面積でみると、58年に比べ広がっているとはいえ、持家では31.92m<sup>2</sup>であるのに対し、借家では17.94m<sup>2</sup>となっている。特に京浜大都市圏では16.28m<sup>2</sup>とかなり狭い。また、同調査によって勤労者世帯の居住する住居の室数別の分布をみると、持家では5室以上あるものが80%近くを占めるのに対して、借家では3室以下のものが借家全体のほぼ70%を占めるなど住居の狭いものが大半を占めている(第II-61図、付属統計表第114表)。

こうした実態を反映して、住宅に対する満足度をみると、持家世帯と借家世帯の間にはかなりの差がみられる。建設省「住宅需要実態調査」によって住宅に対する居住者の評価をみると、「満足」、「まあ満足」を合わせた割合は持家では過半数に達するのに対し、民営の借家では40%に満たず、給与住宅よりも少なくなっている。住宅の要素別には、持家では総じて満足度の割合は高いなかで、特に暖房等の設備面と並んで住宅の広さの点で60%前後と高くなっているのに対し、民営の借家ではいずれの要素についても40%程度と低くなっている(第II-62図)。また、同調査によって住居を移転した世帯についてその移転理由をみると、住宅に関する項目のなかでは、「住宅が狭かった」と量るものが、持家に移転したものの40%以上を占めるほか、借家して移転したものでも割合が高くなっており、住宅に関する要素として広さが重要であることを示している(付属統計表第115表)。

### 第II-61図 住宅の所有関係別床面積と居室数分布

第II-61図 住宅の所有関係別床面積と居室数分布 (昭和63年)

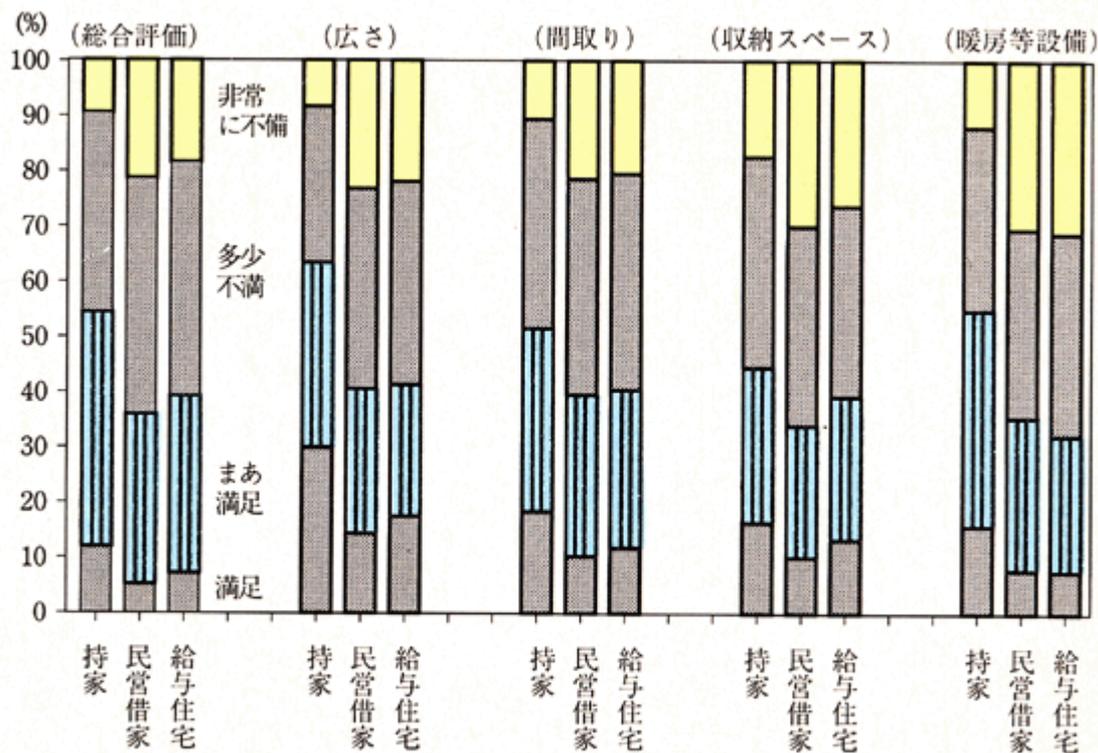


(東京への集中)

以上でみたように東京圏で住宅取得を行うことはますます困難となっているが、その背景には東京への経済活動の集中とそれに伴う人口の集中があると考えられる。そこでここでは東京集中の現状とその原因について勤労者の観点から簡単に触れておきたい。

第II-62図 住宅の各要件別評価

第 II-62図 住宅の各要素別評価



資料出所 建設省「住宅需要実態調査」(昭和63年)

総務庁統計局「労働力調査」によれば元年の全国の雇用者数は、4,679万人であるが、そのうちの28.1%に当たる1,314万人が南関東に居住している。しかも先にみたようにこのうちの相当数が東京都区部に居住したり通勤したりして都区部で就業しているものと思われる。

このような東京圏への集中の理由はいくつか考えられるが、代表的労働条件である賃金の地域間格差をみてみよう。賃金の地域間比較を都道府県別に元年の所定内給与で行うと、東京都が最も高い。全国を100とした東京都と東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の指数は、50年の東京都116.0、東京圏112.1から元年の同122.2、115.4まで上昇してきており、格差は拡大傾向にある。これを男女別にみると、男子(東京都119.9、東京圏112.7)より女子(東京都120.5、東京圏115.6)の方が地域間格差が大きく、この点は50年以降常に変わらないが、格差の拡大が明瞭にみられるのは男子においてである(第II-63図)。

しかし、以上でみた全国と東京の賃金格差は物価水準を考慮すると相当程度修正される。63年の全国を100とした消費者物価地域差指数によると東京都は111.0で全国平均より約1割物価水準が高くなっている。この結果、物価調整後の実質所定内給与の格差(63年)は男子106.1、女子108.0と大幅に縮小する。また、こうした方法で実質所定内給与格差の推移をみると51年以降男子ではやや拡大気味となっている(附属統計表第116表)。

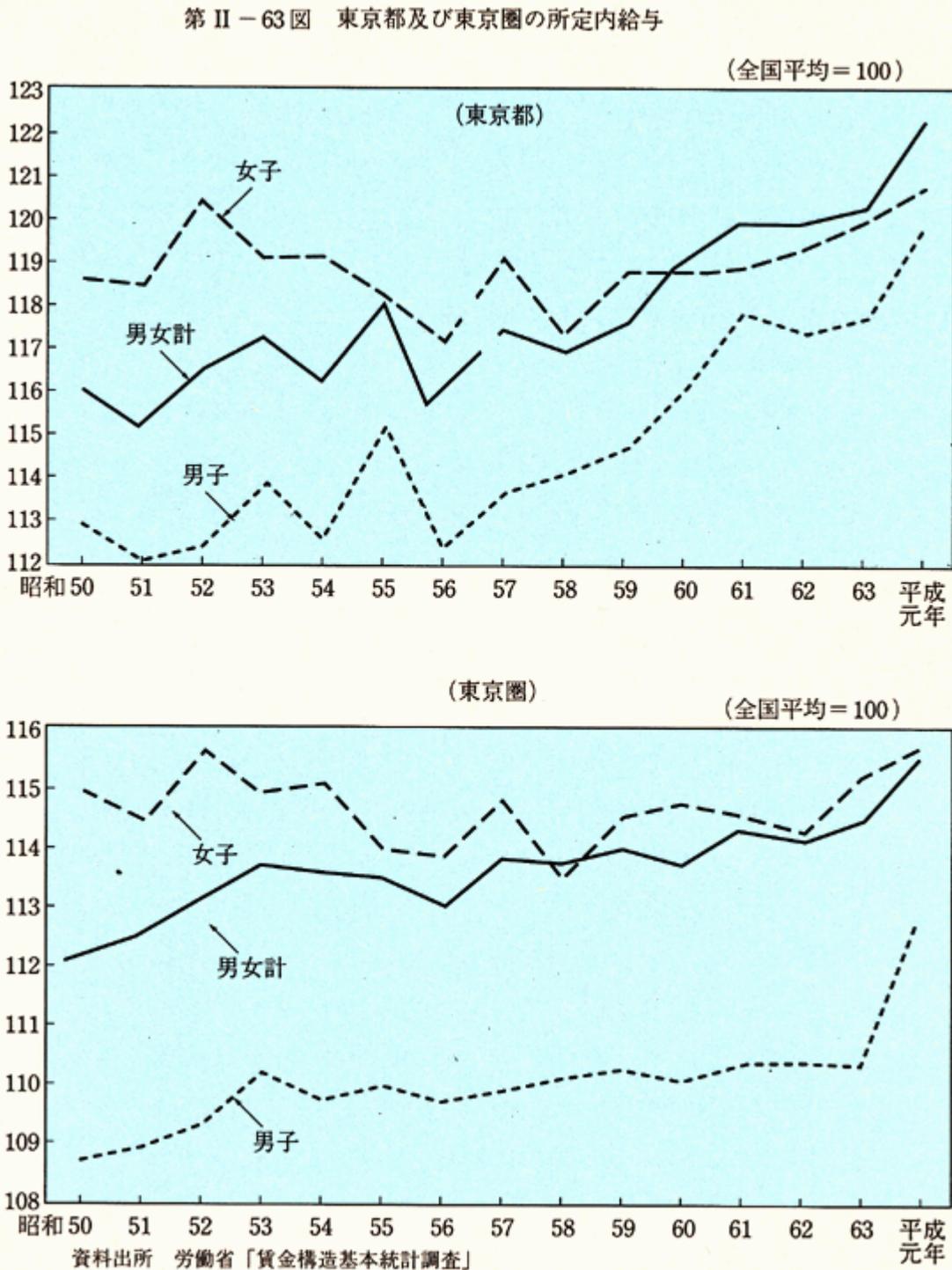
物価を考慮してもなお東京都あるいは東京圏で全国より賃金が高い理由をみるために、東京都の企業規模別労働者構成が全国と等しいとした場合の試算を行うと、元年の格差は男女とも1.9ポイント縮小する。また、同様に産業別労働者構成(大分類レベル)を調整すると、格差は男子で1.3ポイント、女子で1.9ポイント縮小する。

以上のように物価や産業別・規模別労働者構成を考慮に入れてもなお東京の賃金水準は全国平均より高いといえる。

労働力の東京集中をもたらしている要因は賃金格差だけではない。「大都市圏と地方圏との労働力需給の不均衡と勤労者生活に関する調査」(62年度労働省委託調査。以下「大都市圏調査」という。)により、東京を出身地としない者が東京で就職した動機(複数回答)をみると、「勤め先が少なかったから」が

40.2%と最も多く、次いで「自分の能力を生かせる仕事に就きたかったから」(39.1%)が続き、「賃金や労働時間など労働条件の良い仕事に就きたかったから」(22.8%)は3番目となっており、雇用機会の量・質の方が労働条件より重要視されていることが分かる(付属統計表第117表)。これは大企業の本社部門が東京都に集中していることも関係していると思われる。ちなみに資本金10億円以上の法人の本社所在地を国税庁統計年報(昭和63年度)によりみると、52.7%が東京都となっている。

第II-63図 東京都及び東京圏の所定内給与



また、東京集中をもたらしている要因として次のような面も考えられる。「大都市圏調査」で東京の勤労者のうち「いい仕事があれば地方に移住して地方で働きたい」、「老後を地方で暮らしたい」、「今勤めている企業が地方に移転して地方で生活し働けるようになったらいい」の三つの問いのうち少なくとも一

つに対し肯定的回答をした者は42.7%であるのに対し、いずれに対しても否定的回答をした者は49.5%となっており何らかの地方志向をもっている者の方が少ない。後者に対し、地方に移住したくない理由を尋ねると(複数回答)、「大都市の方が文化的な施設や催し物が多いから」(56.9%)と「大都市の方が生活に、刺激があり自分を高める機会が多いから」(56.7%)という広い意味での文化的理由が最も多く、「大都市の方が暮らしやすいから」(48.0%)、「現在住んでいるところに友人、知人が多いから」(47.0%)、「現在住んでいるところに住宅や土地を持っているから」(45.0%)、「現在住んでいるところに愛着があるから」(44.1%)といった回答を上回っている(第II-64表)。

住宅問題の観点からしても人口や労働力人口の東京圏からの分散を図っていくことが必要となってきたが、雇用機会の地方への分散に加えて地方における文化、教養面での充実も必要であろう。

第II-64表 東京の勤労者が地方に移住したくない動機

第II-64表 東京の勤労者が地方に移住したくない動機  
M.A. (単位 %)

大都市の方が暮らしやすいから	大都市の方が文化的な施設や催し物が多いから	大都市の方が娯楽が多いから	大都市の方が生活を高める機会が多いから	刺激があり自分を高める機会が多いから	子供の教育のため	現在住んでいるところに愛着があるから	現在住んでいるところに友人、知人が多いから	現在住んでいるところに住宅や土地を持っているから	地方に移住することにもそれほど魅力を感じないから	その他	無答
48.0	56.9	30.6	56.7	31.6	44.1	47.0	45.0	29.4	4.2	1.2	

資料出所 労働省委託「大都市圏と地方圏との労働力需給の不均衡と勤労者生活に関する調査」(昭和63年3月)

(参考) 勤労者財産形成促進制度の目的と仕組み

勤労者の貯蓄や住宅等の資産の保有状況は十分なものとはいえず、立ち遅れがみられるが、豊かで安定した勤労者生活の実現を図るためには、これらの資産保有の促進を図ることが極めて重要であることから、昭和46年に勤労者財産形成促進法(財形法)が制定され、勤労者の計画的な自助努力を前提に、国と事業主の援助により勤労者の財産形成を促進する制度として、勤労者財産形成促進制度(財形制度)が発足した。その後、6回にわたる財形法の一部改正が行われ、逐次、制度の充実が図られてきた。

この財形制度の目的は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにある(財形法第1条)、財形制度の仕組みを大別すると、次のような制度から成り立っている。

1) 勤労者の貯蓄資産の形成を促進するための制度として、

- イ 勤労者財産形成貯蓄制度(財形貯蓄制度)
- ロ 勤労者財産形成年金貯蓄制度(財形年金貯蓄制度)
- ハ 勤労者財産形成住宅貯蓄制度(財形住宅貯蓄制度)

のほか、

- ニ 勤労者財産形成給付金制度(事業主の拠出による財産形成。財形給付金制度)
- ホ 勤労者財産形成基金制度(労使協同の資産運用による財産形成。財形基金制度)

それに、

- ヘ 勤労者財産形成助成金制度(国の援助。財形助成金制度)

があり、

2) 1)のイ～ハにより集積された貯蓄金を原資に、これらの貯蓄を行っている勤労者の持家取得の促進等を図るためのいわゆる還元融資として行われる融資制度として、

イ 勤労者財産形成持家融資制度(財形持家融資制度。これには分譲融資と個別融資(転貸融資,直接融資)がある。)

ロ 勤労者財産形成進学融資制度(財形進学融資制度)

がある。

### (参考) 中小企業退職金共済制度の概要

中小企業退職金共済制度は,中小企業者の相互共済の仕組みと国の援助によって,独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業における退職金制度の普及を促進し,中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するために,中小企業退職金共済法に基づいて設けられたものである。

この制度は,中小企業がその従業員の退職金のために掛金を拠出し,企業間の相互扶助の仕組みにより退職金の支払いを確保しようとする共済制度で,事業主と中小企業退職金共済事業団または特定業種退職金共済組合が退職金共済契約を締結し,労働者が退職したときに,事業団または組合から労働者に直接,掛金に応じた退職金が支払われる。

企業が支払う掛金は,税制上損金ないし必要経費とされ,免税扱いになり,労働者の給与所得にも算入されないなど税制上の優遇措置がある。

この制度には,中小企業の事業主に雇用される常用労働者を対象として中小企業退職金共済事業団が運営する「一般の退職金共済制度」と労働者が同じ業種の企業を転々と渡り歩く就労形態をとることが多い特定業種(現在,建設業,清酒製造業,林業が指定されている)に,期間を定めて雇用される労働者を対象として建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合が運営する「特定業種退職金共済制度」がある。

加入状況(平成2年3月末)

加入状況(平成2年3月末)

		共済契約者数(事業主)	被共済者数(労働者)
一般の退職金共済制度		357,319人	2,435,935人
特定業種退職 金共済制度	建設業	127,716	1,654,518
	清酒製造業	2,735	39,709
	林業	3,492	55,388
	計	133,943	1,749,615
合計		491,262	4,185,550